

*ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成25年度

行政監査結果報告書

携帯電話の利用、契約、管理について

平成26年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成26年2月17日

新宿区監査委員	山 岸	美佐子
同	猿 橋	敏 雄
同	岩 田	一 喜
同	赤 羽	つや子

目 次

I 監査の概要

第1 監査のテーマ	1
第2 監査の趣旨	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の対象部局	1
第5 監査の期間	1
第6 監査の方法	1
第7 監査の着眼点	2

II 携帯電話の状況

第1 保有状況	3
第2 利用状況	5
第3 契約状況	8
第4 支出状況	9
第5 管理状況	10
第6 その他の状況	14

III 監査の結果

第1 総括意見	17
第2 着眼点別意見	18

IV おわりに

資料等

別表 監査委員による質問実施状況	25
資料1 携帯電話の用途又は目的及び契約プラン状況	26
資料2 支払金額状況	42
資料3 通話料金から見た通話利用状況	56

※文章及び表中の数値については、原則単位未満の数値を四捨五入している。

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

携帯電話の利用、契約、管理について

第2 監査の趣旨

携帯電話は、平成25年3月末において加入者数が全国で136,043,000件、東京都で26,177,000件となり、10年前に比べ、それぞれ1.6倍と2.2倍の増加となり、都内の普及率は197.8%となっている。

このような状況の中、新宿区では、携帯電話のメリットである「持ち運びしやすい携帯性」や「いつでも連絡が取れる利便性」から、職員間の緊急時の連絡、災害時の対応等の様々な目的により、携帯電話（PHS、多機能型携帯電話等を含む。以下同じ。）を保有している。

携帯電話に係る契約内容は、携帯電話事業者による多様な提供サービスにより異なっている。そのため、契約に当たっては保有目的や利用状況に合わせて料金プランを設定することが求められる。

また、携帯電話は、その機能上電話番号等を登録することができることから、情報セキュリティなどの管理が必要である。

このため、区が保有する携帯電話の実態を把握し、利用、契約及び管理の状況を検証し、今後の事務事業の一層の適正な執行に資することを目的とする。

第3 監査の対象

平成25年8月1日現在において区が利用している携帯電話（平成24年度中に廃止したものを含む。）

第4 監査の対象部局

区長室、総合政策部（新宿自治創造研究所担当部を含む。）、総務部、地域文化部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局

第5 監査の期間

平成25年9月3日（火）から平成26年2月7日（金）まで

第6 監査の方法

所管部局に対し調査票及び関係書類の提出を求めて書面監査を行うとともに、必要に応じ関係職員への質疑並びに実地調査による方法で行った。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 携帯電話の保有目的及び利用状況は適切なものであるか。
- (2) 携帯電話の契約内容は適切なものであるか。
- (3) 携帯電話の本体及び情報の管理は適切に行われているか。

Ⅱ 携帯電話の状況

Ⅱ 携帯電話の状況

第1 保有状況

平成25年8月1日現在において、契約（経費の支出を含む。以下同じ。）又は保有（保持し、利用していること。以下同じ。）をしているなど携帯電話に関わりのある組織の数は、86組織であり、全体（185組織）の46.5%であった。携帯電話に関わりのない組織は、99組織、全体の53.5%であった。

※ 組織は、本庁組織（課を単位とする。）、行政機関、係長級施設（子ども園については課長級施設を含む。）及び学校等とする。

各組織の携帯電話への関わり方及び組織の数は、次表のとおりであった。

種類		組織数	
1	携帯電話を契約している	34	86
	(1) 携帯電話を契約し、保有している	32	
	(2) 携帯電話を契約し、課所属の係長級施設又は他部他課に貸与している	11	
2	携帯電話を貸与され、保有している	56	

※(1)と(2)の組織数には重複が9組織ある。

※1と2の組織数には重複が4組織ある。

なお、携帯電話の関わり方が組織により状況が異なる。また、1組織が複数の目的から契約又は保有している携帯電話がある。そのため、後述の調査の内容に応じて、次のとおり分類した。

- ① 契約している携帯電話を組織別の用途又は目的の種類により区分した（件数計：47件（別添資料1の40ページ携帯電話の状況欄を参照）。以下「目的別契約件数」という。）。
- ② 保有している携帯電話を組織別の用途又は目的の種類により区分した（件数計：92件（別添資料1の40ページ携帯電話の状況欄を参照）。以下「目的別保有件数」という。）。

携帯電話に関わりがある86組織で、契約又は保有されている携帯電話の台数は、264台であった（次ページの表1のとおり）。このうち、一般的な携帯電話が247台（93.6%）、PHSが9台（3.4%）、多機能型携帯電話4台（1.5%）、その他4台（タブレット型。1.5%）となっている。

区において携帯電話が最初に導入されたのは、平成2年であった。その後組織ごとに携帯電話を導入したことにより、毎年台数が増加し、現在の264台に至っている。

表1

(単位:台)

部局	課又は施設	契約台数		保有台数	
区長室	区政情報課	1	27	2	18
	秘書課	4		8	
	危機管理課	22		7	
	防災センター	0		1	
総合政策部	情報政策課	18	18	14	14
総務部	総務課	2	6	2	6
	税務課	4		4	
地域文化部	文化観光課	5	9	5	19
	産業振興課	4		4	
	特別出張所(10所)	0		10	
福祉部	障害者福祉課	4	41	4	41
	高齢者福祉課	7		7	
	介護保険課	10		10	
	生活福祉課・保護担当課	20		20	
子ども家庭部	子ども家庭課	1	74	1	74
	保育課	29		0	
	子ども園推進課	26		0	
	子ども総合センター	18		4	
	保育園(13園)	0		29	
	子ども園(10園)	0		26	
	児童館等(10館)	0		14	
健康部	健康推進課	3	26	3	27
	医療保険年金課	3		3	
	高齢者福祉課	2		2	
	保健予防課	4		4	
	保健センター(4所)	14		14	
	区民健康センター	0		1	
みどり土木部	土木管理課	4	15	4	15
	道路課	5		3	
	交通対策課	6		6	
	工事事務所(2所)	0		2	
環境清掃部	生活環境課	4	15	4	15
	新宿清掃事務所	11		5	
	清掃センター(2所)	0		6	
都市計画部	住宅課	2	2	2	2
議会事務局		1	1	1	1
教育委員会事務局	教育調整課	0	30	2	32
	教育指導課	11		9	
	教育支援課	18		18	
	中央図書館	1		1	
	教育センター	0		2	
計	86組織(45課)	264	264	264	264

携帯電話の保有期間は、次表のとおりであり、5年未満のものは163台となり、全体の約6割を占めている。

(単位：台)

1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上	不明	計
22	44	97	62	35	4	264
8.3%	16.7%	36.7%	23.5%	13.3%	1.5%	100%

携帯電話の用途又は目的は、3種類に大別すると次表のとおりとなった。(詳細は、別添資料1(26～41ページ)のとおり)

(単位：台)

用途又は目的別	保有台数	
事務連絡用(職場等との業務等連絡用)	164	62.1%
非常連絡用(災害時、緊急時における連絡用)	96	36.4%
相談業務用(事業者や区民との相談用)	4	1.5%
計	264	100%

保育園、子ども園、児童館及び子ども家庭支援センターでは、子どもの園外、館外活動時に必要なものとして、全施設(指定管理者施設を除く。)に携帯電話が設置されていた。

第2 利用状況

1 利用実態

- (1) 携帯電話を利用する者、利用の相手方及びその利用方法(特定の者による専用か、複数の者による共用か)は、次表のとおりである。

利用する者

(単位：台)

一般職員	管理職	一般職員 と管理職	事業関 係者	その他	計
218	20	8	10	8	264
82.6%	7.6%	3.0%	3.8%	3.0%	100%

「事業関係者」：ICT支援員

「その他」の主な内訳：特別職、非常勤職員(スクールソーシャルワーカー)

利用の相手方（重複回答あり） (単位：台)

職場	区民	事業者	その他	計
211	48	47	36	342
61.7%	14.0%	13.8%	10.5%	100%

「その他」の主な内訳：区の行政機関及び施設、医療関係機関

利用方法 (単位：台)

専用	共用	計
86	178	264
32.6%	67.4%	100%

携帯電話の利用実態としては、職場内で携帯電話1台を複数の職員が利用するものが全体の7割弱であり、これは、利用する者が特に決まっているものではない。また、1台を特定の職員が専用するものが3割強であり、これは、非常連絡用として指定管理職に配備されているもののほか、一般職員のうち特定業務の担当者に配備されているものである。

(2) 携帯電話の主な利用内容は、次表のとおりである。

(単位：台)

通話	メール	通話とメール	どちらも利用しない	計
219	3	38	4	264
83.0%	1.1%	14.4%	1.5%	100%

主な利用内容としては、通話、通話とメールを合すると全体の9割強となり、携帯電話は、通話に多く利用されている。

(3) 携帯電話の利用の時間、頻度は、次表のとおりである。

1回の通話時間

(単位：台)

1分未満	1～3分	3～10分	10分以上	不明	計
97	130	15	2	20	264
36.7%	49.2%	5.7%	0.8%	7.6%	100%

利用頻度

(単位：台)

ほぼ毎日	週1～2日	月1～2日	利用なし	その他	計
92	74	55	5	38	264
34.9%	28.0%	20.8%	1.9%	14.4%	100%

「その他」の内訳：災害、緊急の発生時に対応に利用（35台）

月に3～4日利用（2台）

2～3月に1日程度利用（1台）

携帯する頻度

（単位：台）

ほぼ毎日	週1～2日	月1～2日	常に携帯	利用なし	その他	不明	計
130	40	31	27	10	24	2	264
49.2%	15.2%	11.7%	10.2%	3.8%	9.1%	0.8%	100%

「その他」の内訳：特定できない（8台）

災害、緊急の発生時に携帯（7台）

業務等の活動時に携帯（8台）

2～3月に1日程度携帯（1台）

通話時間は、1回当たり3分未満であるものが227台で、全体の8割強を占めている。

2 携帯電話の機能の利用状況

携帯電話に備わっている機能（例えば、カメラ、スケジュール、メモ帳、おサイフ、GPS、赤外線、遠隔ロック）を利用したことがあるものは132台、利用したことがないものは128台であり、利用の有無は半々程度の割合となっている。もっとも利用されていた機能はカメラ（119台）である。

3 携帯電話への情報の記録（登録）状況

情報の記録については、情報を記録しているものは72件（78.3%）、情報を記録していないものは16件（17.4%）、記録された情報が既にあるものは4件（4.3%）である（件数は、目的別保有件数による。）。

また、記録情報の内容は、次表のとおりである。

区民の電話番号	区民のメールアドレス	写真
4件	1件	3件
事業者の電話番号	事業者のメールアドレス	スケジュール
26件	0件	1件
職員の電話番号	職員のメールアドレス	仕事に関する情報
21件	2件	5件
職場の電話番号	職場のメールアドレス	その他
60件	1件	8件

※件数は、目的別保有件数による。

「その他」の主な内訳：区関係者、警察、病院の電話番号、公用の携帯電話番号、光化学スモッグ情報

なお、情報の記録先は、携帯電話本体のメモリーが 72 件 (94.7%)、外部メモリー1 件 (1.3%)、把握していないが 3 件 (4.0%) である。

第 3 契約状況

1 契約の相手方

区が保有する携帯電話の契約相手方は、4 事業者となっており、内訳は次表のとおりである。

(単位：台)

A 社	B 社	C 社	D 社	計
131	109	15	9	264
49.6%	41.3%	5.7%	3.4%	100%

契約台数が多い 2 事業者で、全体の 9 割を占めている。

携帯電話事業者の選択理由は、主に次のようなものである。

- ・最初に導入した時の事業者である。
- ・利用目的や業務遂行に適した契約プランである。
- ・最も安価な契約プランの提供があった。
- ・通話、通信が安定的に繋がりやすい。
- ・利用現場で唯一電波が通じるものである。
- ・機種取替無料サービスを利用した。
- ・ポイント利用で購入した。
- ・他組織の契約状況を参考にした。

2 契約プラン

携帯電話事業者が提供する契約プランは多種多様であるが、通話や通信に利用できる無料通話分というサービスが含まれている契約プランが一般的である。区が保有する携帯電話については、ほとんどが無料通話分を含む契約プランであった。(詳細は、別添資料 1 のとおり)

無料通話分により区分した携帯電話は、次表のとおりである。

(単位：台)

無料通話分 1,000 円	無料通話分 2,000 円	無料通話分 4,000 円以上	その他	無料通話分 なし	計
209	12	3	19	21	264
79.2%	4.5%	1.1%	7.2%	8.0%	100%

「その他」の内訳：グループ内は無料(15台)

同一事業者の携帯電話内は無料(4台)

携帯電話事業者では、継続利用することで契約プランの基本料を割り引くなどの割引サービスを提供している。区の保有する携帯電話もこの割引サービスを受けているものが240台あり、全体の約9割を占めている。

契約プランを見直したことはあるかに関しては、過去1年間で契約プランを見直したことがあるものは3件(6.4%)で、見直したことがないものは44件(93.6%)である(件数は、目的別契約件数による)。

契約プランのほか、別途料金を支払って、メール機能、留守番電話機能、三者通話機能等のオプションを付加し、携帯電話を活用している組織があった。

また、通話明細作成のオプションを付加することで、携帯電話の通話月日、通話時間、通話の相手先電話番号等の情報提供を受けている組織もあった。

第4 支出状況

1 支払金額

携帯電話に係る支出状況については、平成24年4月利用分から平成25年7月利用分までの16か月間を調査対象期間とし、その支払金額を調査した。

対象となる携帯電話は、合計で287台であり、監査の基準日となる平成25年8月1日現在における264台と異なるが、調査対象期間中に廃止したもの、所属変更により重複して数えたものがあることによる。

支払金額の状況は、次表のとおりである。(詳細は、別添資料2(42～55ページ)のとおり)

平成24年度の合計金額	5,869,361円
16か月間の合計金額	7,848,553円

2 通話料金からみた通話利用状況

携帯電話の契約内容には、無料通話分を含むもの、契約している携帯電話事業者の携帯電話間が無料になるものなどがあり、通話の利用状況によっては、毎月の支払金額が変わらない。そこで、実際に通話に要した料金(携帯電話事業者からの請求書に記載されている通話料等)から携帯電話の利用頻度を見た。

通話料金の状況は、次表のとおりである。（詳細は、別添資料 3（56～69 ページ）のとおり）

1 台当たりの 1 か月の平均通話料金	508 円
16 か月間の合計金額が 0 円の台数	17 台
16 か月間の合計金額が 1 円 以上 1,000 円未満の台数	72 台

16 か月間の合計金額が 0 円の携帯電話は 17 台であったが、保有目的が非常連絡用であり、緊急時優先の利用であることから通常時の利用ができないなどの合理的理由があると認められるもの 10 台、通話利用ができないもの 4 台を除くと、通話利用が全くなかったものは 3 台である。

また、16 か月間の合計金額が 1 円以上 1,000 円未満の携帯電話を見ると 72 台であった。このうち保有目的から合理的理由があると認められるもの 16 台、調査対象期間中に廃止等したもの 11 台を除くと、通話利用が低いと言えるものは 45 台である。

第 5 管理状況

1 保管状況

携帯電話の保管場所及び保管場所の施錠の有無については、次表のとおりである。

執務時間内の保管場所 (単位：台)

机やキャビネットの中	机やキャビネットの上	金庫	利用する者が携帯している	計
88	122	0	54	264
33.3%	46.2%	0.0%	20.5%	100%

執務時間外の保管場所 (単位：台)

机やキャビネットの中	机やキャビネットの上	金庫	利用する者が携帯している	計
171	45	5	43	264
64.8%	17.0%	1.9%	16.3%	100%

保管場所の施錠

(単位：台)

施錠している	施錠していない	施錠できない	計
178	39	47	264
67.4%	14.8%	17.8%	100%

携帯電話の保管としては、執務時間内は机やキャビネットの上に設置されているものが多かったが、執務時間外では机やキャビネットの中で保管されているものが多かった。

執務時間内に机やキャビネットの上に設置している 122 台については、執務時間外に机やキャビネットの中又は金庫に保管しているものが 66 台、利用する者が携帯しているものが 11 台、机やキャビネットの上にそのままの状態であるものが 45 台であった。

この 45 台の携帯電話や保管場所の施錠をしていない又は施錠ができない携帯電話の盗難対策については、施設や事務室を施錠している、機械警備を導入している、携帯電話に画面ロック機能を設定しているなどにより、問題はないとしている。

保管の仕方については、携帯電話の職場からの持ち出し方法を含めて、何らかの取決めがあるものが 66 件 (71.7%) であり、26 件 (28.3%) のものは取決めがない状態である (件数は、目的別保有件数による。)

さらに、持ち出しについて何らかの方法により管理しているかに関しては、次表のとおりである。

台帳で管理している	台帳はないが管理している	口頭確認により管理している	管理していない	計
30 件	15 件	31 件	16 件	92 件
32.6%	16.3%	33.7%	17.4%	100%

※件数は、目的別保有件数による。

「台帳はないが管理している」ものは、ホワイトボードや予定表のボードへの記入、連絡簿や日誌等への記入、標示札や目視確認による管理となっている。

保管の仕方や持ち出し方法について、ほとんどの組織が口頭による取決めであり、その内容は主に次のようなものである。

- ・持ち出す際は、使用目的を申告して所属長又は係長の承認を得る。
- ・持ち出す場合は、使用簿や台帳に記入する。
- ・持ち出す場合は、使用者と使用携帯電話の番号等をホワイトボードに

記入する。

- ・持ち出しや返却の際には他の職員に確認してもらう。
- ・閉庁後は携帯電話を保管するキャビネットを施錠する。
- ・始業時と終業時に確認する。

このように、保管の仕方や持ち出し方法については、多くの組織で一定の取決めがあることが見受けられた。

2 情報の管理

区民の電話番号等の情報を記録(登録)した場合の携帯電話の情報の管理については、次表のとおりである。

携帯電話が専用である場合

用途終了後に削除	適宜全部削除	一部は削除	なにもしない	記録していない	パソコン等に記録して削除	計
1件	5件	6件	5件	1件	2件	20件
5.0%	25.0%	30.0%	25.0%	5.0%	10.0%	100%

携帯電話が共用である場合

用途終了後に削除	返却時に削除	適宜全部削除	一部は削除	なにもしない	記録していない	パソコン等に記録して削除	計
5件	1件	10件	16件	22件	19件	2件	75件
6.7%	1.3%	13.3%	21.3%	29.4%	25.3%	2.7%	100%

通話やメールに関する履歴情報

利用後直ちに削除	業務後又は返却時に削除	定期的に全部を削除	一部は削除	なにもしない	履歴情報は無い	計
7件	11件	22件	13件	38件	1件	92件
7.6%	12.0%	23.9%	14.1%	41.3%	1.1%	100%

※上記3表の件数は、いずれも目的別保有件数による。

記録した情報に関しては、専用で6割、共用で約4割のものが時機を見て全部又は一部の削除を行っている。「なにもしない」ものがあるが、これは専用の場合には非常連絡用の携帯電話のため、緊急連絡先の電話番号が記録されていることにより削除できないという理由のものであり、共用の場合には専用と同様のものもあったが、削除できるか否かが不明瞭でなにもしていないものもあった。

履歴情報は、通話やメールの発信、着信があったことが記録された情報で

ある。履歴情報に関しては、5割強のものが削除する管理を行っているものの、「なにもしない」ものは約4割であった。

携帯電話には、「画面ロック」や「遠隔ロック」の機能がある。これらにより、暗証番号を知らない者に携帯電話を操作させないことや携帯電話事業者に連絡して携帯電話利用を停止させることができることから、情報管理の点からも有効なものである。これらの設定状況については、次表のとおりである。

画面ロック機能の設定

設定している	設定していない	わからない	計
11件	64件	17件	92件
11.9%	69.6%	18.5%	100%

遠隔ロックの活用

活用している	活用していない	わからない	計
9件	62件	21件	92件
9.8%	67.4%	22.8%	100%

※上記2表の件数は、いずれも目的別保有件数による。

また、携帯電話を廃棄する時に記録した情報の初期化に関しては、次表のとおりである。

携帯電話を廃棄する際の情報の初期化

初期化している	初期化していない	業者に任せている	廃棄したことがない	計
22件	3件	4件	63件	92件
23.9%	3.3%	4.3%	68.5%	100%

※件数は、目的別保有件数による。

記録した情報の削除を行うなどの取扱いについては、取決めがあるものが18件(19.6%)であり、74件(80.4%)のものは取決めがない状態である(件数は、目的別保有件数による)。なお、貸与している携帯電話に関しても同様の調査をしたところ、取決めがあるものとないものがそれぞれ4件で、半々の割合であった(貸与に関する8件の件数は、別添資料1の40ページ参照)。

また、取決めがあるものにおいても、ほとんどの組織が口頭によるものであり、その内容は主に次のようなものである。

- ・使用者が責任を持って削除する。
- ・不要な情報又は個人情報の記録は行わない。
- ・情報を定期的に削除し、登録内容を定期的に見直す。

- ・廃棄の際には全部の情報を削除する。
- ・情報漏えい防止のため、担当者以外は携帯電話を使用しない。

このように、情報の管理については、一定の取決めがある組織もあるが、多くの組織で取決めがない状態である。

3 貸与している携帯電話の管理

他部他課に貸与する目的で携帯電話を契約している組織は3組織である。

貸与方法に関する取決めについては、2組織が定めており、1組織が定めていなかった。

貸与に当たっては、携帯電話の一覧表を作成するほか、貸与されている側が取決めに順守しているかの確認を行うなど一定の管理を行っている。

第6 その他の状況

1 ポイントの利用

携帯電話事業者は、携帯電話に係る請求金額に応じたポイントを付与している。このポイントは携帯電話本体や付属品の購入、携帯電話の修理などに利用することができる。

区の保有する携帯電話に付与されたポイントに関しては、次表のとおりである。

ポイントの付与

付与がある	付与がない	計
46件	1件	47件
97.9%	2.1%	100%

ポイントの付与がある場合の利用

利用したことがある	利用したことがない	不明	計
25件	20件	1件	46件
54.3%	43.5%	2.2%	100%

ポイントの利用内容

本体購入	付属品購入	本体修理	計
19件	5件	1件	25件
76.0%	20.0%	4.0%	100%

※上記3表の件数は、いずれも目的別契約件数による。

ポイントは、ほぼ全ての携帯電話において付与されているが、この利用状況は、おおむね半々程度の割合である。

なお、今回の調査の中では、「利用したことがある」ものの利用内容に特に問題は見受けられなかったが、ポイント利用としては、家電製品等の物品との交換など携帯電話に関係がないサービス提供も行われていることに注意したい。

ポイントの利用に関しては、取決めがあるものが7件（15.2%）であり、39件（84.8%）のものは取決めがない状態である（件数は、目的別契約件数による。）。

また、取決めがあるものにおいても、ほとんどの組織が口頭によるものであり、その内容は主に次のようなものである。

- ・携帯電話の購入時に利用する。
- ・携帯電話の修理又は更新時に利用する。
- ・携帯電話の関連品の購入に利用する。

また、ポイントを利用している理由、利用していない理由の、それぞれの主な内容は次のとおりである。

- ・利用している場合：
 - ・公費支出を抑えるため
 - ・安価に購入するため
 - ・ポイントがあるから
 - ・利用方法が他にないから
- ・利用していない場合：
 - ・なじまないため利用しない
 - ・利用について未検討だから
 - ・利用する機会や予定がない

2 区が発信している緊急時情報等の受信について

区が発信している緊急時情報は、気象情報や不審者情報などがある。携帯電話の受信設定をすることで、これらの情報をメールにより受信することができる。

携帯電話におけるこれらの情報の受信の有無については、次表のとおりである。

（単位：台）

受信している	受信していない	計
114	150	264
43.2%	56.8%	100%

「受信していない」150台のうち、メール機能を有していないなどの受信

不可能である携帯電話を除いて、74 台の携帯電話は受信可能なものとなっている。

3 携帯電話の携帯の仕方

携帯しなければならない携帯電話が複数台ある場合において、どのように携帯しているかに関しては、次表のとおりである。

公有の携帯電話を複数台携帯することの有無

携帯することがある	携帯することはない	計
12 件	80 件	92 件
13.0%	87.0%	100%

複数台携帯することがある場合の携帯の仕方

常に全部を携帯する	選択して携帯する	計
3 件	9 件	12 件
25.0%	75.0%	100%

公有と私有の携帯電話がある時の携帯の仕方

同時に携帯する	公有の携帯電話のみ携帯する	私有の携帯電話のみ携帯することがある	計
55 件	20 件	17 件	92 件
59.8%	21.7%	18.5%	100%

※上記 3 表の件数は、いずれも目的別保有件数による。

4 携帯電話の目的外使用

携帯電話を用途又は目的以外に使用したことがあるかに関しては、次表のとおりである。

目的外使用したことがある	目的外使用したことがない	計
2 件	90 件	92 件
2.2%	97.8%	100%

※件数は、目的別保有件数による。

「目的外使用したことがある」の内容は、自己の組織が実施するイベントの事務連絡用として臨時的に使用したもの、他の組織が実施するイベントの事務連絡用として当該組織に使用させたものである。

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第1 総括意見

今回監査の対象とした携帯電話の利用、契約、管理について、提出された調査票及び関係書類の分析並びに所管部局の事情聴取から、区における携帯電話の現状を把握した上で検証を行い、総合的に判断した監査結果を以下のとおり総括する。

区の携帯電話の利用においては、携帯電話の用途又は目的が明確になっており、大別して非常連絡用、事務連絡用、相談業務用となっていた。非常連絡用の場合には災害時に備えた対応が可能な状態であり、事務連絡用の場合も業務の都度担当者が職場から持ち出し、業務終了後速やかに返却するなど、用途又は目的に沿った利用がなされていた。

また、携帯電話を主に通話用として利用しているところで、メール機能を有しない携帯電話として利用する（メール機能の付加には月額 300 円が掛かり、インターネット閲覧も可能となる。）など、用途又は目的に合わせて携帯電話の機能を限定して利用する工夫が見受けられた。

次に、契約においては、携帯電話事業者が提供している低廉な契約プランであるものが全体の約 8 割であった。

災害時の非常連絡用の携帯電話は万が一の事態に備えて保有しているものであり、利用は極めて低いものであることを踏まえる必要があり、事務連絡用については用途と利用実績を踏まえる必要があるが、これを加味した契約プランを選択していることが伺える。また、携帯電話事業者が提供する基本料金の割引サービスをほとんどのものが受けていた。さらに、用途又は目的に照らし合わせ、契約グループ内の携帯電話同士の通話が無料となる契約プランを選択するなど、費用削減への取組みも見受けられた。

次に、管理においては、保管場所や利用の仕方等について、携帯電話を保有する組織に一定の取決めがあることが確認できた。その中で、取決めが文書により明確になっている組織は少なく、ほとんどの組織において口頭による管理が行われていたが、現況では特に問題は見受けられなかった。

以上のことから、次に着眼点別意見で述べる点を除き、携帯電話の利用、契約、管理についてはおおむね適切であると認められる。

第2 着眼点別意見

1 携帯電話の保有目的及び利用状況は適切なものであるか。

携帯電話の保有目的及び利用状況に関して次のとおり意見を述べる。

(1) 通話による利用頻度の低い携帯電話について

全体の9割を超える携帯電話の主な利用が通話利用であることから、通話料金の発生状況を検証したところ、調査対象期間の16か月間に通話による利用が低いと認められる携帯電話が全体の2割程度あった。そのうち通話利用の発生が全くないものも見受けられた。

携帯電話の利用の仕方については、携帯電話を携帯するのみであっても意義はあると思われるが、通話利用が低い状況は、保有目的と照らし合わせた合理的理由（例えば、非常連絡用のため緊急時に備えていることから利用できないなど）が求められる。

携帯電話は通話利用などがなくても基本料等の諸料金が毎月掛かることから、携帯電話の保有の目安を明確にし、利用実態に見合う適切な台数であるか否かを検討されたい。

(2) 利用状況の確認について

携帯電話は、その利用に応じて所定の契約金額より多い支払金額となる場合もある。適切な利用による妥当な支払金額であるか否かを精査するためには、利用状況の確認は必要な事務である。

携帯電話事業者においては、オプション契約の付加により通話明細（通話月日、通話時間、相手先電話番号等）の記録を提供するサービスや専用ホームページから通話記録の情報を提供するサービス等を行っており、携帯電話の通話に係る利用状況は、これらの方法により確認することができる。

通話記録による利用状況の確認は、私的又は不経済な使用の抑止効果を高めるものであることから、定期的な実施に努められたい。

2 携帯電話の契約内容は適切なものであるか。

携帯電話に係る契約プランやオプション契約に関して次のとおり意見を述べる。

(1) 契約プランについて

携帯電話の契約状況を見ると、全体の8割を超える携帯電話は、携帯電話事業者が提供する契約プランの中でも低廉なものとなっている。また、1割弱の携帯電話については、現行の契約プランより基本料が低額である契約プランが存在し、これを選択することができるものとなっている。

契約プランについては、全体の9割弱の携帯電話において、過去1年間に見直されたことがなかった。

携帯電話の利用状況では、利用頻度の低いものがある一方で、通話利用が多く実績に応じた料金が課されているものがある。これらの場合、契約プランの無料通話分の使用状況によっては、現行より無料通話分の少ない契約プランや無料通話分の多い契約プランを選択することで支払金額全体を抑えることが期待できる。

携帯電話事業者においては、様々な形の契約プランを新たに提供している。携帯電話に係る支払金額と利用実態を精査し、より経済的な契約プランとなるよう注意することは、経費節減につながることから、定期的な契約プランの検証を行われたい。

3 携帯電話の本体及び情報の管理は適切に行われているか。

携帯電話本体の管理や携帯電話に記録した情報の管理等に関して次のとおり意見を述べる。

(1) 携帯電話の取扱いについて

携帯電話の取扱方法等について区の統一な定めはなく、携帯電話を保有する各組織がその取扱いを取り決めていた。なお、取決めもなく利用している組織も見受けられた。取決めに関しては、文書により明確にしている組織はわずかであり、ほとんどが口頭によるものであった。

口頭による取決めの場合はその内容が不明瞭となり、また取決めがない場合は、どのように利用しているか等の状況確認をすることができない状態も起こり得ることから、不正や不適切な使用につながるおそれもある。

携帯電話の取扱いの内容を明確にし、適切な確認が行えるように取決めを整備するとともに、区として統一的な定めが望まれる。

(2) 情報管理について

携帯電話に記録された情報に関しては、携帯電話が共用である場合、全体の4割程度が記録した情報を削除するなどの管理を行っていた。

携帯電話は、通話やメールの機能以外の多機能化が進み、情報機器や記録媒体となってきたところから、その情報管理は重要となる。

記録した情報が個人情報である場合の管理については、「個人情報事故対応マニュアル」(平成20年3月27日付け19新区区広報第1694号)が策定されていることから、これに基づく適正な処理が求められることになるが、それ以外の情報に関する管理については特に定めがない。

個人情報以外の情報についても、区が取得し、又は作成して保有するものである以上、その管理は徹底されるべきである。しかしながら、情報管理に関する取決めがないものが8割もあり、携帯電話が情報機器である認識が希薄であることが伺える。

まずは、携帯電話に盗難、紛失の際の情報漏えい対策を講じる必要がある。携帯電話の機能である「画面ロック」は、安易に他人に携帯電話を操作させないようにするものであることから、個人情報その他守秘されるべき情報を記録している携帯電話については、これを設定するなどにより情報漏えいの防止に努められたい。

また、現在の携帯電話は、スマートホン等の高度な情報機器が主流になりつつある。区が保有している携帯電話は、ほぼ全台が一般的な携帯電話であるが、将来的には多機能型携帯電話に移行する可能性もある。今後は携帯電話を情報機器であることを意識して、その管理を行う必要がある。

区は、早急に携帯電話に係る情報管理の統一的な取決めを検討されたい。

(3) 保管場所について

携帯電話の保管場所について、執務時間外であっても机やキャビットの上に置いたままの状態であるものが45台あった。事務室等を施錠していることがその理由となっているが、携帯電話には電話番号等の様々な情報が記録されていることから、携帯電話の盗難や紛失は情報漏えいにつながるおそれもあり、特に個人情報の管理には注意が必要である。

執務時間外における携帯電話は、施錠できる場所に保管する等により、盗難や紛失の対策を意識した適切な保管を心掛けられたい。

(4) ポイントについて

携帯電話に係る諸料金等の支払い時には、携帯電話事業者から支払金額に応じたポイントが付与される。このポイントは、携帯電話事業者により利用内容が異なるが、携帯電話の本体や付属品の購入、携帯電話の修理などに係る経費の一部として利用することができるため、ポイントを利用することは公費支出の節減につながるものである。

ポイントは、ほぼ全ての携帯電話に付与され、そのうち5割強がポイントを利用しており、その利用実態は適切なものとなっている。その一方でポイントを利用していないものが4割弱もある。

区にはポイントの取扱いについて定めがないことから、組織ごとに取り扱いが異なっている状態となっている。区は、早急に携帯電話に付与されるポイントの取扱いについて検討されたい。

(5) 区が発信する緊急時メール情報の受信について

区が発信している緊急時メール情報には、防災気象情報のほか不審者情報等があり、メール情報を受けるには、携帯電話側の受信設定が必要となる。

緊急時メール情報を受信している携帯電話は全体の4割程度であった。一方で、メール情報を受信していない5割強のものうち、その半数近くがメールの受信が可能であるにもかかわらず、受信設定をしていなかった。

区民の生命の保護の観点から、不審者情報等の区が発信する緊急時メール情報を受信することが望まれる。

IV おわりに

Ⅳ おわりに

携帯電話の利用、契約、管理について、初めて監査を実施した。区が携帯電話を導入してから 23 年近くが経ち、現在おおむね半数の組織が携帯電話を保有している。平成 24 年度における携帯電話に係る支出額も約 587 万円となっている状況の中で、携帯電話の管理が組織の裁量に任されている状態であることが明らかになった。一方で、職員の 9 割強は個人の携帯電話を所有しており、職員が個人の携帯電話を使用して業務連絡を行った場合等の取扱いが不明瞭であることもわかった。

着眼点別意見で述べたとおり、携帯電話の管理や取扱いに明確な取決めがないことは、携帯電話の私的な使用や情報漏えいなどにつながるおそれもある。

これらを踏まえて、携帯電話の利用、契約、管理に当たっては、区の統一的な仕組みづくりを期待するものである。

資 料 等

(別表)

監査委員による質問実施状況

実施日	質問事項	対象部課
平成26年 1月10日(金)	1 携帯電話事業者が付与するポイントの利用について 2 物品管理事務による携帯電話に関する管理について	会計室
	1 携帯電話事業者が付与するポイントの利用について(区全体としての考え方) 2 携帯電話の購入、利用に関する区全体としての考え方について	総務部総務課
	1 携帯電話に登録された情報に関する情報セキュリティについて	総合政策部情報政策課

資料1 携帯電話の使途又は目的及び契約プラン状況

整理番号	組織名	携帯電話の使途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
1	区政情報課	緊急時連絡用	1	○	○		A社
	区政情報課	緊急時連絡用	(1)		○		
2	秘書課	出先での連絡用	4	○	○		A社
	秘書課	出先でのスケジュール確認用	(4)		○		A社
3	危機管理課 (防災センター用1台、 他部課管理職貸与用4 台を含む。)	管理職等に配備し、災害時における情報伝達、応急活動に即応するため	11	○	○	○	A社
	危機管理課 (特別出張所貸与用10 台を含む。)	災害対策本部と地域本部との緊急時連絡用(震災時通常の通信手段が途絶した場合の災対本部と地域本部を結ぶ、また現地調査等の通信手段。水害や大規模事故の際にも現地調査等の通信手段として使用する。)	11	○	○	○	B社
4	情報政策課	障害等緊急時対応	14	○	○		A社
							A社
	情報政策課 (秘書課貸与用4台)	障害等緊急時対応用	4	○		○	B社
							B社
						B社	

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
1,864円	1,000円	不明	なし	なし	いちねん割引(23%) : △430円	300円	留守番電話300円	1
1,864円	1,000円	区長・副区長にかけることが多く想定されるため	なし	なし	継続利用割引(15%) : △280円	300円	留守番電話300円	3
3,000円	2,000円	区長・副区長にかけることが多く想定されるため	なし	なし	継続利用割引(15%) : △450円	300円	留守番電話300円	1
3,600円	1,000円	法人契約で最も合理的な料金プランを事業者と協議の上選択した。	不明	なし	継続利用割引(15%) : △540円 ビジネス割引(20%) : △720円	300円	なし	1
1,864円	1,000円	法人契約で最も合理的な料金プランを事業者と協議の上選択した。	不明	なし	オフィス割MAX50(50%) : △930円	300円	留守番電話300円一部	10
3,600円	1,000円	法人契約で最も合理的な料金プランを事業者と協議の上選択した。	不明	なし	年割(26%) : △936円 グループディスカウント(20%) : △533円	300円	通話明細作成手数料100円	11
1,483円	なし	利用目的に適するため	なし	なし	ビジネス割50(50%) : △740円	300円	なし	8
2,381円	なし	利用目的に適するため	2年	なし	なし	なし	Uスタンダードプラン500円	2
3,100円	2,000円	利用目的に適するため	なし	なし	誰でも割(50%) : △1,550円	300円一部	三者通話200円 IS NET300円 ISフラット定額料4,743円一部	2
6,700円	なし	利用目的に適するため	なし	なし	スタート割 : △500円	なし	LTENET300円	2
3,100円	2,000円	利用目的に適するため	なし	なし	誰でも割(50%) : △1,550円	300円一部	三者通話200円 IS NET300円 ISフラット定額料4,743円一部	1
6,700円	なし	利用目的に適するため	なし	なし	スタート割 : △500円	なし	LTENET300円	2
7,900円	6,300円	利用目的に適するため	なし	なし	誰でも割(50%) : △3,950円	300円	三者通話200円 ISフラット定額料4,743円	1

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
5	総務課	緊急・災害時連絡用として、総務部長及び総務課長が使用	2	○	○		A社
6	税務課	職員が税務署への転写作業や徴収臨戸、差押等出張する場合の連絡用として使用	4	○	○		A社
7	文化観光課	埋蔵文化財発掘調査のため外出する時に、職場、事業者との事務連絡を行うため	5	○	○		D社
8	産業振興課	商店会・商店街振興組合の組織強化並びに商店街活性化に向けた相談及び助言活動を実施し、区の商店街振興を図るため	4	○	○		A社
							A社
9	四谷特別出張所	災害時の緊急対応用として使用し、地域本部機能の充実に図るため	(1)		○		
10	箆笥町特別出張所	震災、水害、大規模事故等の連絡用(災害時優先電話)	(1)		○		
11	榎町特別出張所	防災・防犯用に危機管理課から貸与されている。	(1)		○		
12	若松町特別出張所	防災目的、地域本部用	(1)		○		
13	大久保特別出張所	火災等の緊急時連絡	(1)		○		
14	戸塚特別出張所	火災水害等の災害時のみに連絡用として使用	(1)		○		
15	落合第一特別出張所	災害時優先電話	(1)		○		
16	落合第二特別出張所	災害時優先電話	(1)		○		
17	柏木特別出張所	火災時の防災連絡	(1)		○		
18	角筈特別出張所	各種災害等の対応に使用するため	(1)		○		
19	障害者福祉課	障害程度区分認定調査員の訪問先からの連絡用、緊急時の連絡用として	4	○	○		A社
20	高齢者福祉課	高齢者宅訪問時の関係部署への連絡手段として利用するため	7	○	○		B社

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
3,600円	1,000円	不明	なし	なし	継続利用割引(15%):△540円 ビジネス割(20%):△720円	300円	なし	2
1,864円	1,000円	通話時間と基本料金額を比較検討して経済的であるため	2年	なし	ビジネス割50(50%):△930円 ビジネスシンプル(解除期間2年)	なし	なし	4
1,810円	なし	D社同士の通話が無料で、最も安価であったため	1年	なし	なし	なし	なし	5
3,600円	1,000円	商店会サポート従事職員の業務遂行に適した料金プランであったため	1年	あり	いちねん割引(21%):△760円 ビジネス割引(20%):△720円	なし	通話明細作成手数料100円	3
1,864円	1,000円	商店会サポート従事職員の業務遂行に適した料金プランであったため	1年	あり	いちねん割引(16%):△300円 ビジネス割引(20%):△370円	なし	通話明細作成手数料100円	1
1,864円	1,000円	一番負担が少ないため	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	なし	4
1,868円	1,000円	通話時間を勘案して、妥当な通話無料分であるため	なし	なし	誰でも割+法人割(50%):△934円	なし	安心ケータイサポート300円	7

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
21	介護保険課	介護保険認定調査員の庁舎外での業務執行に際し、通信手段として事務用に導入した。	10	○	○		A社
22	生活福祉課・保護担当課	地区担当員等の訪問時における緊急連絡用として、家庭訪問、病院訪問、施設訪問等の際に使用するため	20	○	○		A社
23	子ども家庭課	訪問調査等の外出時、業務連絡が必要となった際に使用するため	1	○	○		B社
24	保育課 (保育園貸与用29台)	保育園における遠足や散歩等の園外活動時の緊急連絡用、災害避難時の連絡用及び事務連絡用	29	○		○	B社
	弁天町保育園	散歩や園外保育の時に使用。災害時避難の時に使用。	(3)		○		
	大久保第一保育園	園外保育時の連絡手段。非常災害時の連絡手段。	(2)		○		
	東五軒町保育園	園外保育、特例保育の緊急時に使用する。	(4)		○		
	長延保育園	園外保育に行く時に携帯する。	(2)		○		
	大久保第二保育園	散歩や遠足等、園外での活動時の連絡ツールとして活用している。また、緊急時の対応のために延長番、遅番の保育士が携帯。避難訓練の際も同様	(2)		○		
	西早稲田保育園	散歩等で園外に行くときに連絡用として使用する。地震等の災害時に情報を知る、連絡をする。朝、夕の当番時、緊急用として保育室に携帯する。	(2)		○		
	高田馬場第二保育園	園外保育中に園との連絡をとるため	(2)		○		
	戸山第二保育園	園外保育など園外に出かけた時の園との連絡などに使用している。	(2)		○		
	早稲田南町保育園	園外保育中の連絡に使用	(2)		○		
	百人町保育園	散歩や遠足等、園外活動時に利用している。また、緊急時の対応のために延長番、遅番、早番の保育士が携帯している。避難訓練も同様。	(2)		○		
	新宿第二保育園	園外保育に行く時に使用。また、時間内の出張時に使用している。災害時のメールや保護者との連絡用として使用している。延長時間に携帯して保育をしている。	(2)		○		
中落合第二保育園	園外保育、特例保育時における緊急、災害連絡に使用	(3)		○			

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
1,864円	1,000円	事務連絡用であるため、必要最低限の利用に適したプランであったため	なし	なし	オフィス割MAX50(50%):△930円	なし	なし	10
1,864円	1,000円	主に事務連絡の発信通信に使用しており長時間通話することがあまりないため、無料通話分が少なく安価なプランを選択した。	2年	なし	ビジネス割50(50%):△930円	300円一部	留守番電話300円	20
3,600円	1,000円	不明	なし	なし	年割:△900円	300円	なし	1
1,868円	1,000円	基本料が安価で無料通話も含まれているため	2年	なし	誰でも割+法人割(50%):△934円	300円	なし	29

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
	つまき園	園外保育時に園と連絡が取れるように使用している。	(1)		○		
25	子ども園推進課 (子ども園貸与用26台)	日常の散歩、園外保育等園児の外出時に職員が携帯し、緊急時・非常時等の連絡手段を確保するため	26	○		○	B社
	柏木子ども園	園外保育(散歩、遠足) 乳児、乳児園舎との連絡 保護者との連絡(園の電話の補助)	(4)		○		
	おちごなかい子ども園	園外保育、延長保育、早番保育、遅番保育時間の職員間の連絡。保護者への連絡等危機管理のため	(4)		○		
	大木戸子ども園	園外保育の際に使用する。	(4)		○		
	しなのまち子ども園	早番・延長番の保育士が緊急時に備え当番の部屋に持っていつている。園外保育時の連絡のため、園外保育時に持って行く。	(2)		○		
	戸山第一子ども園	園外保育に出るときに使用。帰園時に連絡。各クラスで保護者連絡を行う時(運動会の雨天時の連絡等)。	(2)		○		
	西落合子ども園	園外保育時や避難時等園と園外、園長と職員が離れているの連絡	(2)		○		
	北新宿子ども園	園外保育時・緊急時	(2)		○		
	四谷子ども園	施設外(園外保育、学校、病院)へ出ている時に外から園に連絡する際に使用する目的で使用。行事中に連絡を取り合う必要がある場合(運動会、親子遠足等)人数確認等	(2)		○		
	あいじつ子ども園	散歩や遠足等の園外保育で、職員同士が連絡を取り合う時に使用しています。	(2)		○		
西新宿子ども園	園外保育に出るとき。怪我、病気になった乳幼児を医者に連れて行くとき。	(2)		○			
26	子ども総合センター	相談担当職員が外出時に携帯し、緊急時・非常時の連絡手段を確保するため	2	○	○		B社
	子ども総合センター	利用者、講師等との連絡	1	○	○		
	子ども総合センター	家庭訪問時等に職員が携帯し、緊急時・非常時の連絡手段を確保するため	1	○	○		
	子ども総合センター (児童館等貸与用14台)	【児童館】館外活動や出張時に職員が携帯し、連絡に使用するため	14	○		○	
	本塩町児童館	館外活動等の外出時に職員が携帯し、児童館と事務的な連絡をするとともに、緊急時の連絡手段を確保する。	(1)		○		

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当 台数
基本使 用料	無料通話 分	選択理由	解除 期間	見直し の有無	割引サービス	メール・ネッ ト閲覧	その他	
1,868円	1,000円	使用する機能と使用頻度・時間から料金プランを選択	なし	なし	誰でも割+法人割(50%):△934円 誰でも割(50%):△934円	300円 一部		26
3,600円	1,000円	不明	1年	なし	年割(28%): △1,008円 グループディスカウント (20%):△519円 年割(24%):△864 円 グループディスカウント (20%):△548円 1台のみ	300円	なし	18

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
26	北山伏児童館	遠足や発表会等の館外活動やおやつ買い出し、児童の外出時に職員が携帯し、緊急時の連絡手段を確保するため	(1)		○		
	薬王寺児童館	児童館活動、館外活動時等の児童が外出職員が携帯し、緊急時の連絡手段を確保する為	(1)		○		
	高田馬場第二児童館 (分室用含む。)	児童引率時連絡等	(2)		○		
	中井児童館	館外活動やおやつ買い出し等、児童の外出時に職員が携帯し、緊急時の連絡手段を確保するため	(1)		○		
	西落合児童館	館外活動や出張時に職員が携帯し、連絡に使用するため	(1)		○		
	北新宿第二児童館	【児童館・学童クラブ用】職員が公務出張中に館等に連絡を要する必要がある場合、職員が学童クラブの児童を館外活動で引率する際の緊急連絡用など	(1)		○		
	信濃町子ども家庭支援センター	外部で児童コーナー行事が実施されるとき相談ワーカーが外部で相談対応をするとき	(2)		○		
	榎町子ども家庭支援センター	出張時の館との連絡	(2)		○		
	中落合子ども家庭支援センター	相談担当職員が外出時に携帯し、緊急時・非常時の連絡手段を確保するため 館外活動等、児童の引率時に職員が携帯し、緊急時の連絡手段を確保するため	(2)		○		
27	健康推進課	ぜん息キャンプ、子ども健康水泳教室、健康相談事業、アレルギー集団指導等外部施設を使用する講演会及び家庭療養指導事業中、屋外で従事中の職員と連絡をとるため	2	○	○		B社
	健康推進課 (区民健康センター用1台)	訪問看護利用者の急変が予測された場合(夜間・休日等)、利用者・家族・サービス事業所(ヘルパー等)への緊急連絡として保持・使用	1	○	○		A社
	健康推進課	災害時連絡用	(1)		○		
28	医療保険年金課	出張中の職員が業務報告や緊急連絡等に使用するため	3	○	○		B社
29	高齢者医療担当課	徴収嘱託員による、高齢者医療担当課及び訪問先被保険者宅との事務連絡用	2	○	○		B社
							B社

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
1,868円	1,000円	毎月の通話がそれほど多くないため、基本料金の安いものを選んだ。	2年	なし	誰でも割+法人割(50%):△934円	300円	なし	2
3,600円	1,000円	利用頻度が少なく、また以前利用していたA社のシティホンサービスが終了により、次世代方式への取替時の特典を利用したため	1年	なし	継続利用割引(15%):△540円	なし	なし	1
3,600円	1,000円	使用頻度に対してもっとも適切であると判断したため	なし	なし	誰でも割+法人割(50%):△1800円	なし	通話明細作成手数料100円	3
3,100円	2,000円	使用頻度と無料通話分を含んだ料金とのバランス	なし	なし	誰でも割+法人割(50%):△1550円	なし	通話明細作成手数料100円	1
5,000円	4,050円	使用頻度と無料通話分を含んだ料金とのバランス	なし	なし	誰でも割+法人割(50%):△2500円	なし	通話明細作成手数料100円	1

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
30	保健予防課	事務連絡用	4	○	○		A社
31	牛込保健センター	保健師地域活動(主に家庭訪問や関係機関)への連絡 家庭訪問の際の危機管理対策として使用	4	○	○		A社
32	四谷保健センター	訪問先及び健診会場から職場への事務連絡 災害時優先電話として使用	3	○	○		A社
33	西新宿保健センター	訪問先から職場への事務連絡	4	○	○		A社
34	落合保健センター	事務連絡、緊急時連絡、災害時連絡	3	○	○		A社
							A社
35	土木管理課	職場と出張先との事務連絡及び緊急連絡用	2	○	○		A社
	土木管理課	境界確定等現場立会い時の連絡用	2	○	○		B社
36	道路課 (東部工事事務所用1台、西部工事事務所用1台を含む。)	水防活動時や現場作業時の連絡用	5	○	○		A社
37	交通対策課	放置自転車の撤去及び自転車適正利用の啓発を効果的に行うため、調査現場等において陳情者に対して連絡や、職員間の業務連絡、委託業者責任者との連絡を行うため	4	○	○		D社
	交通対策課	道路監察において、違反物件を発見した場合、設置した店舗が周囲になかったり、所在不明の際、連絡をとる。また、出張時必要により、担当関係部署に連絡をとる。	2	○	○		A社

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
1,864円	1,000円	発信より着信が多いと想定されたため	なし	なし	継続利用割引(15%):△280円 ビジネス割(20%):△370円	なし	留守番電話300円一部	4
3,600円	1,000円	通話時間が短いことが予想されるため、基本使用料の一番安いプランを選択	なし	なし	オフィス割MAX50(50%):△1,800円 いちねん割引(25%):△900円 オフィス割引(25%):△900円 1台のみ	300円	留守番電話300円一部	4
1,864円	1,000円	3台セットでビジネス割引50%があるため	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	300円	留守番電話300円一部	3
1,864円	1,000円	利用実績を見て	なし	なし	いちねん割引(25%):△470円 ビジネス割引(20%):△370円	300円	ケイタイ補償300円 iチャンネル150円 一部	4
3,600円	1,000円	不明	なし	なし	ビジネス割50(50%):△1,800円	なし	留守番電話300円	2
1,864円	1,000円	不明	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	留守番電話300円 ケイタイ補償380円	1
1,483円	なし	使用頻度が低いため	なし	なし	いちねん割引(25%):△370円 ビジネス割引(20%):△300円	なし	なし	1
1,864円	1,000円	使用頻度は低いが、災害時優先電話を兼ねているため無料通話分を付加した。	なし	なし	いちねん割引(23%):△470円 ビジネス割引(20%):△370円	なし	なし	1
1,868円	1,000円	使用に対して経済的であるため	2年	なし	誰でも割引(50%):△934円	300円	なし	2
3,600円	1,000円	最低料金	1年	なし	いちねん割引(25%):△900円 ビジネス割引(20%):△720円	なし	なし	5
1,381円	なし	国際電話を除くすべての通話が、10分間の通話時間制限のもと、月500回まで無料。070で始まる番号への通話が、通話回数の制限なく無料	2年	なし	W-value割引:△934円	なし	だれとでも定額934円	4
1,864円	1,000円	基本料金が安いいため	なし	なし	いちねん割引(25%):△470円 ビジネス割引(20%):△370円	なし	なし	2

整理番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業者
			台数	契約	保有	貸与	
38	生活環境課	職場と現場との業務連絡用	2	○	○		A社
	生活環境課	職場と現場との業務連絡用	2	○	○		A社
39	新宿清掃事務所(清掃センター用6台を含む。)	排出指導連絡用	11	○	○	○	A社
							A社
							A社
	新宿東清掃センター	排出指導連絡用	(3)		○		
	歌舞伎町清掃センター	排出指導連絡用	(3)		○		
40	住宅課	区立住宅等へ出張した際、出張先からまたは出張先へ連絡をとる必要が生じた場合に使用	2	○	○		A社
41	議会事務局	議長との連絡用	1	○	○		A社
42	教育調整課	夜間・休日連絡用	(2)		○		
43	教育指導課	課長及び指導主事の出張時定期・緊急連絡用	9	○	○		
	教育指導課 (教育支援課貸与用1台)	国際理解室分室(牛込仲之小学校内)で使用 分室内に電話が設置されていないため	1	○		○	A社
	教育指導課 (教育支援課貸与用1台)	出張時の事務連絡用(移動教室等の実地踏査による宿泊出張を含む。)	1	○		○	
44	教育支援課	出張時の事務連絡用(移動教室等の実地踏査による宿泊出張を含む。)	1	○	○		A社

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当台数
基本使用料	無料通話分	選択理由	解除期間	見直しの有無	割引サービス	メール・ネット閲覧	その他	
3,000円	2,000円	使用頻度に合った経済的なプランだったから	なし	なし	オフィス割MAX50(50%):△1,500円	300円	通話明細作成手数料100円 一部 ハケホーダブル定額372円	2
1,864円	1,000円	使用頻度に合った経済的なプランだったから	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	通話明細作成手数料100円	2
1,864円	1,000円	使用状況による	なし	なし	いちねん割引(25%):△470円 ビジネス割引(20%):△370円 いちねん割引(22%):△410円 ビジネス割引(20%):△370円 1台のみ	300円一部	留守番電話300円一部 ケータイ補償280円	7
1,483円	なし	使用状況による	なし	なし	いちねん割引(23%):△340円 ビジネス割引(20%):△300円	なし	ケータイ補償280円	1
3,000円	2,000円	使用状況による	なし	ある	いちねん割引(25%):△750円 ビジネス割引(20%):△600円	なし	ケータイ補償280円	3
1,864円	1,000円	利用料金が安いため	2年	ある	ビジネス割50(50%):△930円	なし	なし	2
1,864円	1,000円	利用形態を考慮して一番安いプラン	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	ケータイ補償380円	1
1,864円	1,000円	基本料金が安価なため	なし	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	通話明細作成手数料100円 一部	11
1,864円	1,000円	通話使用頻度を想定し、最も経済的なプランを選んだ。	2年	なし	ビジネス割50(50%):△930円	なし	なし	1

整理 番号	組織名	携帯電話の用途又は目的	携帯電話の状況				事業 者
			台数	契約	保有	貸与	
44	教育支援課 (教育センター用2台)	出張時連絡用(スクールソーシャルワーカーが使用) 学校、教育センター、関係機関等への連絡	2	○	○		A社
	教育支援課	ICT支援員との事務連絡用	15	○	○		C社
	教育支援課	出張時の事務連絡用(移動教室等の実地踏査による宿 泊出張を含む。)	(1)		○		
	教育支援課	国際理解室分室(牛込仲之小学校内)で使用 分室内に電話が設置されていないため	(1)		○		
45	中央図書館	情報システムの管理運用に関わる緊急連絡用	1	○	○		A社
台数及び件数の計			264台	47件	92件	8件	

注) 携帯電話の状況の台数の表記中、カッコ付き数字は、保有のみしている携帯電話の台数である。

※金額及び率は、平成25年7月利用分の請求書に基づくものである。

契約プラン及び基本使用料						オプション(付加機能等)		該当 台数
基本使 用料	無料通話 分	選択理由	解除 期間	見直し の有無	割引サービス	メール・ネッ ト閲覧	その他	
3,000円	2,000円	通話使用頻度を想定し、最も経済的なプランを選んだ。	2年	なし	ビジネス割50 (50%):△1,500円	なし	なし	2
934円	なし	ICT支援員間の連絡手段としての使用を想定しているため、グループ内通話が無料なプランが最も経済的であるから	2年	なし	なし	なし	安心保証パック475円	15
5,000円	4,000円	緊急時の連絡における1回の通話時間は1時間以上に及ぶことがあるが、該当プランは無料通話が2時間程度確保されており、十分と判断したため	なし	なし	継続利用割引 (15%):△750円	300円	なし	1
								264台

資料2 支払金額状況

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
1 区政情報課	2,138	2,154	16	34,466	25,914	2,161	2,161	2,161	2,159
2 秘書課	2,296	2,296	0	36,742	27,558	2,298	2,298	2,298	2,296
3 秘書課	1,981	2,067	86	33,078	25,154	1,983	1,983	1,983	1,981
4 秘書課	3,310	3,493	183	55,891	42,651	3,312	3,312	3,312	3,330
5 秘書課	1,981	1,981	0	31,702	23,778	1,983	1,983	1,983	1,981
6 危機管理課	1,613	1,613	0	25,814	19,362	1,615	1,615	1,615	1,613
7 危機管理課	2,775	2,775	0	44,406	33,306	2,777	2,777	2,777	2,775
8 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
9 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
10 危機管理課	1,298	2,217	919	35,476	30,284	1,300	1,300	1,300	1,298
11 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
12 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
13 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
14 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
15 危機管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
16 防災センター	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
17 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
18 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
19 危機管理課	2,660	2,654	△ 6	42,462	31,972	2,783	2,722	2,722	2,720
20 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
21 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
22 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
23 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
24 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
25 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
26 危機管理課	2,660	2,667	7	42,672	32,182	2,678	2,617	2,722	2,720
27 危機管理課	2,660	2,713	53	43,407	32,707	2,783	2,722	2,722	2,720
28 情報政策課	1,098	1,234	136	19,747	15,229	1,375	1,358	1,331	1,287
29 情報政策課	1,098	1,396	298	22,339	17,676	1,205	1,205	1,688	2,232
30 情報政策課	1,098	1,418	320	22,684	17,845	1,349	2,739	2,820	1,098
31 情報政策課	1,098	1,501	403	24,020	17,480	1,100	1,100	1,100	1,098
32 情報政策課	1,098	1,847	749	29,544	21,117	1,289	1,667	1,497	1,854
33 情報政策課	1,098	1,258	160	20,120	14,268	1,100	1,100	1,100	1,098
34 情報政策課	1,098	1,395	297	22,315	17,130	1,100	1,100	1,176	2,704
35 情報政策課	1,098	1,526	428	24,418	18,880	1,583	1,709	2,234	1,329
36 情報政策課	4,171	3,285	△ 886	52,557	39,302	2,505	2,505	3,030	3,028
37 情報政策課	4,171	3,457	△ 714	55,317	39,195	2,505	2,505	3,030	3,028
38 情報政策課	7,134	7,134	0	114,150	85,614	7,136	7,136	7,136	7,134
39 情報政策課	7,134	7,134	0	114,150	85,614	7,136	7,136	7,136	7,134
40 情報政策課	7,575	841	△ 6,734	13,458					
41 情報政策課	7,575	926	△ 6,649	14,823					
42 情報政策課	9,654	9,654	0	154,470	115,854	9,656	9,656	9,656	9,654
43 情報政策課	7,134	7,134	0	114,150	85,614	7,136	7,136	7,136	7,134

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,138	2,138	2,138	2,138
2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296
1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	3,357	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981
3,310	3,310	4,811	3,310	3,310	4,714	3,310	3,310	3,310	3,310	3,310	3,310
1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981	1,981
1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613
2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	16,000	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,615	2,615	2,615	2,615	2,615	2,615	2,615	2,615	2,555	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,615	2,720	2,720	2,615	2,615	2,615	2,555	2,660	2,660
2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,660	2,660	2,660
1,161	1,098	1,098	1,374	1,580	1,098	1,203	1,266	1,098	1,098	1,182	1,140
1,140	1,581	1,266	1,098	2,043	1,098	1,224	1,896	1,098	1,098	1,098	1,369
1,300	1,098	1,098	1,209	1,285	1,608	1,143	1,098	1,211	1,098	1,136	1,394
1,098	1,173	1,098	1,098	3,072	1,816	1,325	2,402	1,098	1,098	1,400	2,944
3,152	1,457	1,476	1,268	1,249	1,350	2,740	2,118	1,751	2,118	1,438	3,120
1,098	1,098	1,533	1,145	1,287	1,117	1,362	1,230	1,211	1,192	1,472	1,977
2,610	1,098	1,098	1,438	1,304	1,306	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098	1,891
1,476	1,644	1,245	1,813	1,566	1,350	1,287	1,644	1,539	1,119	1,428	1,452
3,028	3,028	3,028	3,028	3,028	7,038	3,028	3,028	3,028	3,028	3,028	4,171
3,028	3,028	3,028	3,028	3,028	6,931	3,028	3,028	3,028	3,028	3,028	7,038
7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134
7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134
										5,883	7,575
										7,248	7,575
9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654	9,654
7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
44	情報政策課	7,575	926	△ 6,649	14,823					
45	情報政策課	7,575	841	△ 6,734	13,458					
46	総務課	2,775	2,775	0	44,406	33,306	2,777	2,777	2,777	2,775
47	総務課	2,775	2,775	0	44,406	33,306	2,777	2,777	2,777	2,775
48	総務課		891		14,250	14,250	2,777	2,777	2,777	2,775
49	税務課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
50	税務課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
51	税務課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
52	税務課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
53	文化観光課	1,903	2,083	180	33,329	25,217	2,304	2,445	1,975	2,092
54	文化観光課	1,903	2,104	201	33,670	25,939	2,074	2,465	2,155	2,103
55	文化観光課	1,903	2,141	238	34,261	25,639	2,005	2,155	1,905	2,012
56	文化観光課	1,903	2,112	209	33,789	25,200	1,935	2,255	2,085	1,923
57	文化観光課	1,903	1,977	74	31,629	23,870	1,987	1,937	1,916	1,925
58	産業振興課	2,334	3,734	1,400	59,746	45,622	5,979	4,205	3,407	2,670
59	産業振興課	2,334	2,567	233	41,067	30,492	2,609	2,378	2,378	2,376
60	産業振興課	2,334	2,402	68	38,431	28,948	2,451	2,735	2,378	2,376
61	産業振興課	1,361	2,831	1,470	45,288	34,829	3,642	1,636	4,975	3,776
62	障害者福祉課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
63	障害者福祉課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
64	障害者福祉課	983	990	7	15,839	11,907	1,090	985	985	983
65	障害者福祉課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
66	高齢者福祉課	1,403	1,422	19	22,757	16,632	1,300	1,405	1,405	1,403
67	高齢者福祉課	1,718	1,721	3	27,535	20,663	1,720	1,720	1,720	1,613
68	高齢者福祉課	1,298	1,371	73	21,929	16,527	1,300	1,405	1,300	1,403
69	高齢者福祉課	1,298	1,318	20	21,089	15,897	1,405	1,405	1,405	1,298
70	高齢者福祉課	1,403	1,410	7	22,553	16,632	1,300	1,300	1,405	1,403
71	高齢者福祉課	1,298	1,312	14	20,984	15,792	1,300	1,405	1,405	1,298
72	高齢者福祉課	1,403	1,371	△ 32	21,940	16,422	1,405	1,405	1,405	1,403
73	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
74	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
75	介護保険課	983	995	12	15,923	11,991	985	985	985	1,172
76	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
77	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
78	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
79	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
80	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
81	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
82	介護保険課	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
83	生活福祉課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
84	生活福祉課	1,298	1,383	85	22,127	16,861	1,300	1,300	1,300	1,298
85	生活福祉課	1,298	1,380	82	22,083	16,891	1,300	1,300	1,405	1,298
86	生活福祉課	1,298	1,341	43	21,463	16,271	1,300	1,300	1,611	1,298
87	生活福祉課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
88	生活福祉課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
										7,248	7,575
										5,883	7,575
2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775
2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775
2,775	369										
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
1,972	2,003	2,222	1,933	2,063	2,083	2,153	1,972	1,953	1,943	2,083	2,133
2,173	2,023	2,383	2,602	1,972	2,123	1,953	1,913	1,903	1,933	1,903	1,992
1,913	1,933	2,573	2,682	2,052	2,133	2,273	2,003	2,143	2,403	1,903	2,173
1,953	1,983	2,322	2,313	2,173	2,282	2,063	1,913	2,143	2,072	2,072	2,302
2,074	1,924	2,055	1,965	1,995	2,034	1,964	2,094	1,913	1,905	1,935	2,006
5,610	6,219	2,901	2,880	2,901	2,376	2,607	3,867	4,287	3,405	3,804	2,628
2,376	2,481	2,460	3,027	2,607	2,376	2,628	2,796	2,565	3,111	2,376	2,523
2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,439	2,334	2,334
3,041	3,377	2,348	1,949	1,361	1,571	2,516	4,637	1,609	3,986	2,327	2,537
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
1,403	1,403	1,403	1,298	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,298	1,403	2,021
1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,864	1,718	1,718	1,718	1,718
1,403	1,298	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,403	1,403	1,298	1,403	1,403	1,403	1,403	1,508	1,403	1,403	1,403	1,712
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,403	1,298	1,298	1,298	1,298	1,403	1,403	1,403	1,519	1,298	1,298	1,403
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,390	1,298	1,422	1,298	1,298	1,298	2,361	1,298	1,372	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,697	2,103	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,403	1,571	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
89	生活福祉課	1,403	1,356	△ 47	21,697	16,400	1,300	1,300	1,300	1,540
90	生活福祉課	1,298	1,429	131	22,865	16,244	1,426	1,300	1,300	1,834
91	生活福祉課		826		13,214	13,214	1,300	1,300	1,300	1,298
92	生活福祉課		812		12,986	12,986	1,300	1,300	1,300	1,298
93	生活福祉課		832		13,312	13,312	1,300	1,300	1,300	1,298
94	生活福祉課		840		13,435	13,435	1,300	1,300	1,300	1,298
95	生活福祉課		812		12,986	12,986	1,300	1,300	1,300	1,298
96	生活福祉課		875		13,999	13,999	1,300	1,300	1,300	1,298
97	生活福祉課		812		12,986	12,986	1,300	1,300	1,300	1,298
98	生活福祉課		1,250		19,998	19,998	1,300	1,300	1,684	3,998
99	生活福祉課		845		13,524	13,524	1,300	1,300	1,300	1,613
100	生活福祉課		1,365		21,846	21,846	1,300	1,300	2,992	4,756
101	生活福祉課	983	625	△ 358	9,995	5,242				
102	生活福祉課	983	591	△ 392	9,448	5,516				
103	生活福祉課	983	573	△ 410	9,174	5,242				
104	生活福祉課	983	776	△ 207	12,413	6,746				
105	生活福祉課	983	687	△ 296	10,995	5,640				
106	生活福祉課	983	586	△ 397	9,371	5,439				
107	生活福祉課	983	573	△ 410	9,174	5,242				
108	生活福祉課	983	590	△ 393	9,439	5,507				
109	生活福祉課	983	639	△ 344	10,222	5,687				
110	生活福祉課	983	583	△ 400	9,332	5,242				
111	生活福祉課	983	884	△ 99	14,139	6,678				
112	生活福祉課	983	587	△ 396	9,394	5,315				
113	子ども家庭課	3,153	3,181	28	50,901	38,289	3,193	3,193	3,193	3,190
114	信濃町保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
115	信濃町保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
116	弁天町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
117	弁天町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
118	弁天町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
119	大久保第一保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
120	大久保第一保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
121	東五軒町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
122	東五軒町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
123	東五軒町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
124	東五軒町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
125	長延保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
126	長延保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
127	大久保第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
128	大二保第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
129	西早稲田保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
130	西早稲田保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
131	高田馬場第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
132	高田馬場第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
133	戸山第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
1,298	1,298	1,874	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,403
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,382	1,728	2,213
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	228					
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298						
1,298	1,624	1,298	1,298	1,298	1,298						
1,519	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	228					
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298						
1,298	1,298	1,666	1,712	1,529	1,298						
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298						
3,006	1,298	2,518	1,790	1,806	1,298						
1,458	1,298	1,298	1,298	1,361	1,298						
2,251	1,403	2,300	2,850	1,396	1,298						
					3,276	983	983	983	983	1,804	983
					3,276	1,257	983	983	983	983	983
					3,276	983	983	983	983	983	983
					3,276	2,277	1,193	983	983	1,586	2,115
					3,276	1,381	983	983	983	1,582	1,807
					3,276	1,180	983	983	983	983	983
					3,276	983	983	983	983	983	983
					3,276	1,122	1,109	983	983	983	983
					3,276	1,428	983	983	983	1,439	1,130
					3,276	983	983	983	1,141	983	983
					3,276	2,419	983	1,382	983	2,545	2,551
					3,276	1,056	983	983	983	983	1,130
3,190	3,190	3,190	3,190	3,190	3,190	3,190	3,190	3,190	3,153	3,153	3,153
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298				
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298				
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
134 戸山第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
135 早稲田南町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
136 早稲田南町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
137 西落合保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
138 西落合保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
139 百人町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
140 百人町保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
141 新宿第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
142 新宿第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
143 中落合第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
144 中落合第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
145 中落合第二保育園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
146 戸山第一保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
147 戸山第一保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
148 四谷保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
149 四谷保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
150 四谷保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
151 四谷保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
152 北新宿第二保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
153 北新宿第二保育園		974		15,582	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
154 つるまき園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
155 柏木子ども園	983	1,312	329	20,984	17,052	985	985	985	983
156 柏木子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
157 柏木子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
158 柏木子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
159 おちごなかい子ども園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
160 おちごなかい子ども園	326	388	62	6,202	3,548				
161 おちごなかい子ども園	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
162 おちごなかい子ども園	326	449	123	7,177	3,548				
163 大木戸子ども園	1,298	1,063	△ 235	17,013					
164 大木戸子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
165 大木戸子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
166 大木戸子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
167 しなのまち子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
168 しなのまち子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
169 戸山第一子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
170 戸山第一子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
171 西落合子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
172 西落合子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
173 北新宿子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
174 北新宿子ども園	1,298	325	△ 973	5,192					
175 四谷子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
176 四谷子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
177 あいじつ子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
178 あいじつ子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	/	/	/	/
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
983	983	983	983	983	983	983	983	6,233	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	3,222	326	332	1,040	326	956
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	3,222	326	2,651	326	326	326
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	2,331
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
/	/	/	/	/	/	/	/	/	1,298	1,298	1,298
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
179	西新宿子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
180	西新宿子ども園	983	983	0	15,734	11,802	985	985	985	983
181	子ども総合センター	2,494	3,349	855	53,582	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
182	子ども総合センター	2,494	2,567	73	41,068	31,031	2,617	2,557	2,557	2,555
183	子ども総合センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
184	子ども総合センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
185	榎町子ども家庭支援センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
186	榎町子ども家庭支援センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
187	信濃町子ども家庭支援センター	2,494	2,549	55	40,787	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
188	信濃町子ども家庭支援センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
189	中落合子ども家庭支援センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
190	中落合子ども家庭支援センター	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
191	本塩町児童館	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
192	北山伏児童館	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
193	薬王寺児童館	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
194	高田馬場第二児童館	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
195	高田馬場第二児童館分室	2,615	2,638	23	42,212	31,752	2,678	2,678	2,678	2,676
196	西落合児童館	2,494	2,548	54	40,763	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
197	中井児童館	2,494	3,059	565	48,939	30,726	2,617	2,557	2,557	2,555
198	北新宿第二児童館	2,494	2,540	46	40,642	30,666	2,557	2,557	2,557	2,555
199	健康推進課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
200	健康推進課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
201	区民健康センター	3,216	3,216	0	51,462	38,598	3,218	3,218	3,218	3,216
202	医療保険年金課	1,088	1,487	399	23,787	19,435	3,575	3,470	2,000	1,686
203	医療保険年金課	983	1,277	294	20,427	16,285	2,000	2,000	2,000	1,686
204	医療保険年金課	1,088	1,303	215	20,847	16,495	2,000	2,000	2,000	1,791
205	高齢者医療担当課	1,735	1,735	0	27,766	20,826	1,737	1,737	1,737	1,735
206	高齢者医療担当課	2,733	2,733	0	43,734	32,802	2,735	2,735	2,735	2,733
207	保健予防課	1,592	1,597	5	25,552	19,184	1,594	1,668	1,594	1,592
208	保健予防課	1,277	1,277	0	20,438	15,330	1,279	1,279	1,279	1,277
209	保健予防課	1,277	1,277	0	20,438	15,330	1,279	1,279	1,279	1,277
210	保健予防課	1,592	1,592	0	25,478	19,110	1,594	1,594	1,594	1,592
211	牛込保健センター	2,523	2,523	0	40,374	30,282	2,525	2,525	2,525	2,523
212	牛込保健センター	2,523	2,523	0	40,374	30,282	2,525	2,525	2,525	2,523
213	牛込保健センター	2,523	2,523	0	40,374	30,282	2,525	2,525	2,525	2,523
214	牛込保健センター	2,523	2,630	107	42,075	31,752	2,525	2,525	2,525	2,523
215	四谷保健センター	1,613	2,224	611	35,579	28,205	2,350	2,350	2,350	2,348
216	四谷保健センター	1,613	1,754	141	28,068	20,303	1,615	1,615	1,615	1,613
217	四谷保健センター	1,613	1,613	0	25,814	19,362	1,615	1,615	1,615	1,613
218	西新宿保健センター	2,256	2,275	19	36,396	27,372	2,552	2,258	2,258	2,256
219	西新宿保健センター	2,098	2,100	2	33,598	25,206	2,122	2,101	2,101	2,098
220	西新宿保健センター	2,098	2,105	7	33,682	25,206	2,122	2,101	2,101	2,098
221	西新宿保健センター	2,256	2,595	339	41,520	32,496	2,258	2,258	2,258	2,256
222	落合保健センター	2,208	2,215	7	35,439	26,607	2,315	2,210	2,210	2,208
223	落合保健センター	2,208	2,419	211	38,706	29,874	2,210	2,210	2,210	2,208

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	5,950	8,197	6,154
2,555	2,555	2,555	2,860	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,518
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	10,670
2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,494	2,494	2,494	2,494
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	983	1,088	1,088	1,088	983	1,088	1,088	983
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735	1,735
2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733	2,733
1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277
1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277	1,277
1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523	3,090	3,426	2,754	2,523	2,523	2,523
4,776	2,608	2,623	2,348	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	2,535
1,613	1,613	2,554	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	2,926
1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613
2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256
2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098
2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,182
2,256	2,256	5,322	3,684	2,256	3,180	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256	2,256
2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208
2,208	2,208	5,580	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
224 落合保健センター	1,697	2,120	423	33,920	27,132	1,699	1,699	1,699	1,697
225 土木管理課	856	917	61	14,664	11,229	1,226	869	932	867
226 土木管理課	1,078	1,097	19	17,548	13,215	1,122	1,101	1,101	1,099
227 土木管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
228 土木管理課	1,298	1,298	0	20,774	15,582	1,300	1,300	1,300	1,298
229 道路課	2,082	2,082	0	33,318	24,990	2,084	2,084	2,084	2,082
230 道路課	2,082	2,082	0	33,318	24,990	2,084	2,084	2,084	2,082
231 道路課	2,082	2,082	0	33,318	24,990	2,084	2,084	2,084	2,082
232 西部工事事務所	2,082	2,191	109	35,061	26,733	2,084	2,084	2,084	2,082
233 東部工事事務所	2,082	2,082	0	33,318	24,990	2,084	2,084	2,084	2,082
234 交通対策課	693	93	△ 600	1,485					
235 交通対策課	693	93	△ 600	1,485					
236 交通対策課	693	93	△ 600	1,485					
237 交通対策課	693	104	△ 589	1,659					
238 交通対策課	1,078	4,039	2,961	64,630	47,424	1,311	2,445	2,823	4,333
239 交通対策課	1,078	2,853	1,775	45,646	32,367	1,080	1,605	1,857	1,414
240 生活環境課	2,283	2,362	79	37,794	28,557	2,390	2,390	2,390	2,388
241 生活環境課	2,388	2,377	△ 11	38,032	28,452	2,390	2,390	2,390	2,388
242 生活環境課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
243 生活環境課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
244 新宿清掃事務所	1,876	3,362	1,486	53,784	43,002	3,585	3,585	3,585	3,583
245 新宿清掃事務所	2,029	3,197	1,168	51,154	34,005	3,747	4,650	2,214	3,850
246 新宿清掃事務所	1,876	3,362	1,486	53,784	43,002	3,585	3,585	3,585	3,583
247 新宿清掃事務所	1,876	3,362	1,486	53,784	43,002	3,585	3,585	3,585	3,583
248 新宿清掃事務所	1,182	1,187	5	18,988	14,260	1,194	1,194	1,194	1,192
249 新宿東清掃センター	2,191	3,106	915	49,697	36,619	2,193	4,221	3,284	3,186
250 新宿東清掃センター	1,876	2,222	346	35,551	24,769	2,481	1,899	2,894	2,168
251 新宿東清掃センター	1,876	1,876	0	30,022	22,518	1,878	1,878	1,878	1,876
252 歌舞伎町清掃センター	2,065	2,195	130	35,116	26,226	2,088	2,088	2,088	3,285
253 歌舞伎町清掃センター	1,561	3,054	1,493	48,871	36,815	3,949	3,888	3,220	3,888
254 歌舞伎町清掃センター	1,876	2,381	505	38,090	29,658	3,865	3,932	2,823	2,439
255 住宅課	983	1,887	904	30,195	26,263	2,462	2,462	2,462	2,460
256 住宅課	983	1,664	681	26,618	22,686	2,084	2,084	2,084	2,082
257 議会事務局	1,382	1,382	0	22,118	16,590	1,384	1,384	1,384	1,382
258 教育指導課	1,088	1,141	53	18,262	12,537	1,090	1,090	985	1,088
259 教育指導課	1,088	1,100	12	17,595	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
260 教育指導課	1,088	1,238	150	19,804	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
261 教育指導課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
262 教育指導課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
263 教育指導課	1,088	1,082	△ 6	17,309	12,957	985	1,090	1,090	1,088
264 教育指導課	1,088	1,102	14	17,630	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
265 教育指導課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
266 教育指導課	1,088	1,088	0	17,414	13,062	1,090	1,090	1,090	1,088
267 教育指導課	983	1,042	59	16,679	12,432	1,090	1,090	985	983
268 教育指導課	983	1,010	27	16,154	12,012	1,090	985	985	983

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
1,697	3,888	4,096	2,221	3,345	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697
1,182	867	867	867	867	867	951	867	867	856	856	856
1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,078	1,078	1,078
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298
2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
2,082	2,082	2,460	2,082	2,124	3,405	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
									31	727	727
									31	727	727
									31	727	727
									33	897	729
3,766	3,199	5,173	6,748	5,719	4,459	2,716	4,732	7,252	3,997	3,346	2,611
1,561	1,771	3,745	3,892	2,968	3,136	5,782	3,556	2,968	3,955	3,052	3,304
2,388	2,388	2,388	2,388	2,388	2,388	2,283	2,388	2,283	2,283	2,388	2,283
2,388	2,388	2,388	2,388	2,388	2,283	2,388	2,283	2,388	2,416	2,388	2,388
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,447	1,876	1,876
2,758	2,149	2,674	2,548	2,275	1,834	2,107	3,199	4,249	5,425	3,747	3,728
3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,447	1,876	1,876
3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,447	1,876	1,876
1,192	1,192	1,192	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182
2,913	2,223	4,117	2,191	3,153	2,716	2,610	3,812	4,077	3,206	2,907	2,888
1,897	1,897	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	2,153	3,554	1,933	1,937	3,358
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,117	2,065	2,065	2,695	2,065	2,065	2,065
3,302	2,655	2,917	3,098	2,804	2,987	2,546	1,561	3,350	2,130	2,873	3,703
1,876	2,000	2,636	1,876	1,876	2,493	1,876	1,966	2,164	2,516	1,876	1,876
2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,151	983	983	983	983	983	983
2,082	2,082	2,082	2,082	2,218	1,840	983	983	983	983	983	983
1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
983	983	983	983	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,898	1,088	1,651
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,269	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,496	1,088	3,070
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,304
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
983	983	1,088	1,088	1,088	1,088	983	983	1,088	1,088	1,088	983
983	983	983	983	983	983	1,088	983	1,088	1,088	983	983

組織名	基本料金 ※ (A)	平均支払 額 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
269	教育支援課	983	1,141	158	18,259	14,327	3,510	985	985	983
270	教育センター	1,578	1,713	135	27,402	21,090	3,728	1,580	1,580	1,578
271	教育センター	1,578	1,713	135	27,402	21,090	3,728	1,580	1,580	1,578
272	教育支援課	1,482	1,674	192	26,784	19,260	1,568	1,505	1,505	1,482
273	教育支援課	1,482	1,628	146	26,049	20,121	2,009	1,568	1,862	1,503
274	教育支援課	1,482	1,996	514	31,929	20,961	2,702	2,282	2,324	1,482
275	教育支援課	1,482	3,420	1,938	54,717	41,019	7,472	5,222	3,269	3,099
276	教育支援課	1,482	2,299	817	36,786	26,595	1,589	2,114	1,547	2,157
277	教育支援課	1,482	2,576	1,094	41,211	30,558	7,070	3,290	2,135	2,658
278	教育支援課	1,482	2,076	594	33,213	24,114	2,345	1,946	1,967	2,448
279	教育支援課	1,482	7,257	5,775	116,111	109,679	17,061	13,706	6,684	7,386
280	教育支援課	1,482	2,945	1,463	47,121	34,620	1,631	2,534	2,702	5,241
281	教育支援課	1,482	3,769	2,287	60,309	45,222	4,529	5,642	2,618	4,926
282	教育支援課	1,482	1,680	198	26,886	19,380	2,282	2,093	1,820	1,755
283	教育支援課	1,482	2,117	635	33,868	26,308	2,156	2,460	2,418	2,152
284	教育支援課	1,482	1,433	△ 49	22,935	16,962	1,694	1,778	1,484	1,482
285	教育支援課	1,482	2,523	1,041	40,367	34,439	688	4,583	2,870	4,716
286	教育支援課	1,482	3,022	1,540	48,354	33,192	1,328	5,075	2,938	3,153
287	中央図書館	4,780	4,780	0	76,486	57,366	4,782	4,782	4,782	4,780
					支払総計	24年度小計	月計	月計	月計	月計
					7,848,553	5,869,361	506,095	499,667	482,374	494,604

注1) 組織区分は、契約している組織名を表記しているが、係長級施設等(子ども園においては課長級施設を含む。)が保有している場合には、その組織名を表記している。

注2) H24年度計の金額は、実際の支払時期を考慮していないため、平成24年度決算数値とは異なる。

※基本料金は、「基本使用料+オプション料+ユニバーサルサービス料+消費税」の平成25年7月利用分の請求書に基づく金額である。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983	983
1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578
1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578
1,524	1,776	1,608	1,839	1,713	1,545	1,566	1,629	2,175	2,007	1,860	1,482
1,482	1,545	1,713	1,482	2,511	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482
1,482	1,650	1,587	1,482	1,482	1,482	1,482	1,524	2,280	2,679	3,225	2,784
4,443	2,175	2,742	2,259	2,217	2,343	2,490	3,288	4,149	4,128	2,553	2,868
2,154	1,797	2,994	1,839	3,939	2,154	2,367	1,944	3,246	2,763	1,839	2,343
1,881	2,112	2,322	1,524	1,671	1,944	1,923	2,028	3,960	1,566	1,755	3,372
1,524	1,503	1,545	2,196	1,524	2,154	2,157	2,805	3,435	2,217	1,965	1,482
6,354	7,680	5,202	4,806	8,738	11,310	7,155	13,597	1,482	1,923	1,482	1,545
2,301	3,477	2,553	2,304	2,826	2,637	2,937	3,477	3,750	2,742	2,196	3,813
2,553	4,443	4,425	2,196	2,154	2,973	3,858	4,905	5,388	3,921	2,574	3,204
1,713	753	627	1,608	1,629	1,545	1,863	1,692	2,343	1,797	1,779	1,587
2,118	3,210	1,299	2,490	1,923	2,238	2,028	1,816	2,055	1,902	1,719	1,884
1,524	690	501	1,545	1,482	1,587	1,524	1,671	1,482	1,482	1,485	1,524
2,385	2,007	3,165	2,784	4,149	2,637	2,091	2,364	1,482	1,482	1,482	1,482
1,827	2,479	1,954	1,890	2,330	2,457	3,541	4,220	5,208	3,948	3,150	2,856
4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780	4,780
月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計
479,018	471,366	484,278	486,473	476,865	521,412	478,470	488,739	482,549	472,342	491,377	532,924

資料3 通話料金から見た通話利用状況

組織名	無料通話分の金額 (A)	平均通話料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
1 区政情報課	1,000	155	△ 845	2,480	1,500	40	140	60	180
2 秘書課	1,000	143	△ 857	2,280	2,260	60	380	0	180
3 秘書課	1,000	103	△ 897	1,640	980	160	300	0	0
4 秘書課	2,000	1,879	△ 121	30,060	21,672	1,152	2,448	1,584	1,566
5 秘書課	1,000	34	△ 966	540	480	0	40	20	0
6 危機管理課	1,000	155	△ 845	2,480	360	40	0	20	60
7 危機管理課	1,000	286	△ 714	4,580	2,680	20	20	0	180
8 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
9 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
10 危機管理課	1,000	3	△ 997	40	40	0	0	0	20
11 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
12 危機管理課	1,000	1	△ 999	20	0	0	0	0	0
13 危機管理課	1,000	5	△ 995	80	0	0	0	0	0
14 危機管理課	1,000	1	△ 999	20	20	0	20	0	0
15 危機管理課	1,000	44	△ 956	700	380	0	80	180	60
16 防災センター	1,000	90	△ 910	1,440	1,120	0	160	180	0
17 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
18 危機管理課	1,000	1	△ 999	20	0	0	0	0	0
19 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
20 危機管理課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
21 危機管理課	1,000	5	△ 995	80	0	0	0	0	0
22 危機管理課	1,000	24	△ 976	380	360	0	0	0	0
23 危機管理課	1,000	9	△ 991	140	0	0	0	0	0
24 危機管理課	1,000	4	△ 996	60	20	0	0	0	0
25 危機管理課	1,000	24	△ 976	380	140	0	0	0	0
26 危機管理課	1,000	39	△ 961	620	580	0	0	420	0
27 危機管理課	1,000	3	△ 997	40	40	0	0	0	0
28 情報政策課	なし	129		2,060	1,940	280	240	220	180
29 情報政策課	なし	268		4,280	4,280	100	100	560	1,080
30 情報政策課	なし	254		4,060	3,680	260	860	1,820	0
31 情報政策課	なし	290		4,640	4,320	0	0	0	0
32 情報政策課	なし	740		11,840	7,820	200	600	420	800
33 情報政策課	なし	114		1,820	900	0	0	0	0
34 情報政策課	なし	248		3,960	3,960	0	0	80	1,700
35 情報政策課	なし	339		5,420	4,580	460	580	1,080	220
36 情報政策課	なし	0		0	0	0	0	0	0
37 情報政策課	なし	0		0	0	0	0	0	0
38 情報政策課	2,000	415	△ 1,585	6,640	5,744	560	224	384	256
39 情報政策課	2,000	7	△ 1,993	112	96	0	0	0	0
40 情報政策課	なし	0		0					
41 情報政策課	なし	0		0					
42 情報政策課	6,300	0	△ 6,300	0	0	0	0	0	0
43 情報政策課	2,000	4	△ 1,996	64	0	0	0	0	0

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
380	140	60	100	160	120	60	60	180	380	100	320
40	0	100	220	180	820	200	80	0	0	20	0
0	0	100	0	160	80	180	0	120	100	240	200
1,476	1,116	3,114	1,404	1,746	3,420	1,368	1,278	1,422	2,250	2,322	2,394
80	0	0	40	0	0	220	80	0	0	20	40
20	140	80	0	0	0	0	0	100	60	980	980
20	240	0	120	80	1,860	100	40	1,300	40	20	540
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	20	60	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	20	40	0	0	260	0	60
0	120	20	240	80	140	40	140	320	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0
280	0	0	0	0	0	0	80	20	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	40	0
0	0	0	0	0	0	140	0	0	240	0	0
0	0	0	0	160	0	0	0	0	0	40	0
0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0
60	0	0	260	440	0	100	160	0	0	80	40
40	460	160	0	900	0	120	760	0	0	0	0
140	0	0	0	40	540	20	0	300	0	40	40
0	80	0	0	1,860	760	240	1,380	0	0	320	0
2,140	380	400	180	160	200	1,260	1,080	440	1,080	360	2,140
0	0	460	0	0	20	280	140	120	100	360	340
1,600	0	0	360	0	220	0	0	0	0	0	0
360	520	140	0	280	240	180	520	420	20	300	100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
208	576	592	1,104	208	320	1,008	304	352	240	144	160
0	0	16	0	0	0	64	16	0	16	0	0
										0	0
										0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0	0

組織名	無料通話 分の金額 (A)	平均通話 料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
44 情報政策課	なし	0		0					
45 情報政策課	なし	0		0					
46 総務課	1,000	0	△ 1,000	0	0	0	0	0	0
47 総務課	1,000	36	△ 964	580	580	0	0	0	0
48 総務課		3		40	40	0	0	40	0
49 税務課	1,000	766	△ 234	12,260	9,520	1,480	1,840	360	80
50 税務課	1,000	748	△ 252	11,960	7,420	2,920	960	340	860
51 税務課	1,000	89	△ 911	1,420	1,120	0	0	20	0
52 税務課	1,000	193	△ 807	3,080	2,680	0	0	0	40
53 文化観光課	なし	179		2,864	2,368	399	539	69	189
54 文化観光課	なし	200		3,206	3,088	169	559	249	199
55 文化観光課	なし	237		3,796	2,789	99	249	0	109
56 文化観光課	なし	208		3,323	2,347	29	349	179	19
57 文化観光課	なし	71		1,135	998	79	29	9	19
58 産業振興課	1,000	2,296	1,296	36,740	28,220	4,360	2,740	1,980	1,280
59 産業振興課	1,000	1,178	178	18,840	13,700	540	800	1,140	880
60 産業振興課	1,000	1,000	0	16,000	12,660	1,100	1,900	500	1,480
61 産業振興課	1,000	2,376	1,376	38,020	29,280	2,960	1,220	4,400	3,260
62 障害者福祉課	1,000	256	△ 744	4,100	2,660	460	1,260	0	0
63 障害者福祉課	1,000	666	△ 334	10,660	9,620	740	880	560	1,360
64 障害者福祉課	1,000	460	△ 540	7,360	5,320	2,260	240	100	220
65 障害者福祉課	1,000	904	△ 96	14,460	10,320	1,500	520	760	40
66 高齢者福祉課	1,000	615	△ 385	9,840	4,420	0	540	920	60
67 高齢者福祉課	1,000	824	△ 176	13,180	11,380	2,100	80	160	0
68 高齢者福祉課	1,000	529	△ 471	8,460	6,980	0	400	0	620
69 高齢者福祉課	1,000	25	△ 975	400	400	60	20	320	0
70 高齢者福祉課	1,000	1,495	495	23,920	14,480	0	0	500	280
71 高齢者福祉課	1,000	54	△ 946	860	860	0	220	640	0
72 高齢者福祉課	1,000	764	△ 236	12,220	8,980	1,620	3,020	760	2,200
73 介護保険課	1,000	214	△ 786	3,420	3,420	860	740	400	620
74 介護保険課	1,000	46	△ 954	740	740	140	120	160	40
75 介護保険課	1,000	125	△ 875	2,000	2,000	40	180	660	420
76 介護保険課	1,000	46	△ 954	740	620	0	0	0	120
77 介護保険課	1,000	120	△ 880	1,920	1,000	60	200	20	200
78 介護保険課	1,000	14	△ 986	220	200	140	0	0	0
79 介護保険課	1,000	276	△ 724	4,420	4,080	120	80	140	80
80 介護保険課	1,000	160	△ 840	2,560	1,560	0	40	0	0
81 介護保険課	1,000	179	△ 821	2,860	1,440	160	60	200	0
82 介護保険課	1,000	274	△ 726	4,380	2,080	0	0	0	0
83 生活福祉課	1,000	224	△ 776	3,580	2,940	400	960	380	540
84 生活福祉課	1,000	1,386	386	22,180	16,340	340	1,220	2,060	880
85 生活福祉課	1,000	1,240	240	19,840	16,340	380	1,140	1,460	1,400
86 生活福祉課	1,000	591	△ 409	9,460	8,860	1,300	60	2,860	700
87 生活福祉課	1,000	594	△ 406	9,500	5,600	140	940	1,320	140
88 生活福祉課	1,000	153	△ 847	2,440	1,100	80	0	340	0

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
										0	0
										0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	0	220	40	0	0	220	0	0	0	0	0
0	0										
400	180	280	60	820	480	3,140	400	2,520	0	140	80
0	0	120	0	520	140	980	580	1,800	520	1,480	740
0	0	120	680	0	0	180	120	280	0	20	0
20	0	0	2,200	360	40	0	20	0	320	0	80
69	99	319	29	159	179	249	69	49	39	179	229
269	119	479	699	69	219	49	9	0	29	0	89
9	29	669	779	149	229	369	99	239	499	0	269
49	79	418	409	269	379	159	9	239	169	169	399
169	19	149	59	89	129	59	189	9	0	29	99
4,080	4,660	1,500	1,480	1,500	120	2,100	2,420	2,820	2,020	2,400	1,280
1,440	1,340	1,080	1,620	1,220	680	1,560	1,400	1,180	1,740	1,040	1,180
100	840	840	1,540	800	1,340	640	1,580	140	1,720	640	840
2,600	2,920	1,940	1,560	920	1,280	2,100	4,120	1,200	3,500	1,920	2,120
0	60	0	100	660	80	40	0	0	120	140	1,180
320	660	1,600	1,460	880	460	640	60	520	400	40	80
60	480	600	240	60	840	140	80	840	220	280	700
720	0	180	740	740	1,460	3,140	520	1,100	860	880	1,300
540	140	700	0	660	580	100	180	380	0	320	4,720
60	1,040	1,380	220	940	1,740	140	3,520	600	440	540	220
400	0	920	1,880	1,180	560	840	180	400	1,080	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	1,460	0	2,780	1,900	2,380	1,520	2,760	1,020	2,260	3,300	2,860
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	0	0	0	0	100	340	660	3,160	0	0	80
420	340	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0
220	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	180	220	80	20	0	0	0	0	20	0	100
40	0	60	160	40	120	0	100	40	20	100	760
0	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0
60	60	200	500	900	920	820	200	120	100	80	40
120	260	480	60	300	100	100	100	220	440	180	160
0	200	220	160	60	300	60	20	20	180	680	540
40	280	360	300	140	200	500	260	720	60	760	760
20	0	60	0	360	80	0	140	240	60	260	80
2,000	1,140	1,420	740	1,200	1,420	3,000	920	2,740	1,120	940	1,040
1,480	420	560	2,120	5,360	960	680	380	560	400	1,580	960
920	380	220	80	360	1,160	700	120	580	20	0	0
340	40	440	600	540	340	420	340	760	1,240	700	1,200
60	20	0	160	220	0	0	220	540	500	300	0

組織名	無料通話 分の金額 (A)	平均通話 料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
89	生活福祉課	1,000	1,339	339	21,420	16,680	1,800	480	2,900	400
90	生活福祉課	1,000	1,231	231	19,700	11,000	1,360	340	1,200	280
91	生活福祉課		419		6,700	6,700	460	900	1,060	1,320
92	生活福祉課		224		3,580	3,580	80	400	320	240
93	生活福祉課		718		11,480	11,480	240	2,320	840	1,400
94	生活福祉課		610		9,760	9,760	1,720	360	140	1,880
95	生活福祉課		556		8,900	8,900	1,000	520	180	540
96	生活福祉課		921		14,740	14,740	720	800	860	1,080
97	生活福祉課		629		10,060	10,060	400	1,160	1,020	880
98	生活福祉課		2,014		32,220	32,220	1,780	2,380	2,260	5,680
99	生活福祉課		794		12,700	12,700	1,200	620	700	3,860
100	生活福祉課		2,301		36,820	36,820	2,480	3,020	4,980	6,980
101	生活福祉課	1,000	545	△ 455	8,720	1,400				
102	生活福祉課	1,000	350	△ 650	5,600	2,540				
103	生活福祉課	1,000	130	△ 870	2,080	360				
104	生活福祉課	1,000	781	△ 219	12,500	4,400				
105	生活福祉課	1,000	588	△ 412	9,400	2,580				
106	生活福祉課	1,000	240	△ 760	3,840	1,580				
107	生活福祉課	1,000	164	△ 836	2,620	1,000				
108	生活福祉課	1,000	414	△ 586	6,620	2,340				
109	生活福祉課	1,000	564	△ 436	9,020	3,000				
110	生活福祉課	1,000	253	△ 747	4,040	1,760				
111	生活福祉課	1,000	1,388	388	22,200	6,780				
112	生活福祉課	1,000	293	△ 707	4,680	1,460				
113	子ども家庭課	1,000	66	△ 934	1,060	80	0	60	0	20
114	信濃町保育園		4		60	60	0	0	0	0
115	信濃町保育園		64		1,020	1,020	180	40	0	100
116	弁天町保育園	1,000	60	△ 940	960	900	60	140	20	20
117	弁天町保育園	1,000	58	△ 942	920	800	0	20	0	20
118	弁天町保育園	1,000	36	△ 964	580	580	0	20	40	0
119	大久保第一保育園	1,000	421	△ 579	6,740	6,460	140	300	400	420
120	大久保第一保育園	1,000	336	△ 664	5,380	4,600	480	300	80	900
121	東五軒町保育園	1,000	51	△ 949	820	760	0	40	80	0
122	東五軒町保育園	1,000	29	△ 971	460	340	0	0	0	0
123	東五軒町保育園	1,000	15	△ 985	240	160	0	0	0	0
124	東五軒町保育園	1,000	45	△ 955	720	640	0	0	360	0
125	長延保育園	1,000	301	△ 699	4,820	4,280	20	200	1,360	20
126	長延保育園	1,000	200	△ 800	3,200	3,040	140	0	2,600	0
127	大久保第二保育園	1,000	159	△ 841	2,540	2,040	460	0	160	0
128	大二保第二保育園	1,000	155	△ 845	2,480	1,820	440	100	20	0
129	西早稲田保育園	1,000	36	△ 964	580	360	0	20	0	0
130	西早稲田保育園	1,000	145	△ 855	2,320	1,820	0	200	20	40
131	高田馬場第二保育園	1,000	63	△ 937	1,000	980	100	100	0	40
132	高田馬場第二保育園	1,000	53	△ 947	840	780	0	60	40	420
133	戸山第二保育園	1,000	82	△ 918	1,310	850	40	0	0	30

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
1,540	900	3,440	540	1,320	1,360	380	1,620	880	1,100	800	1,960
1,500	2,120	800	1,200	340	400	440	1,020	420	1,980	3,100	3,200
340	640	320	1,100	420	140	0					
300	840	20	60	640	680						
940	1,200	2,160	1,140	160	1,080						
2,600	0	220	200	1,900	740	0					
1,880	1,460	960	500	1,180	680						
1,580	2,700	2,040	2,480	1,960	520						
2,900	960	820	1,020	580	320						
5,360	720	4,660	2,740	2,640	4,000						
1,500	260	1,240	1,480	640	1,200						
3,200	4,060	3,660	5,960	1,460	1,020						
					0	660	740	1,560	1,760	2,920	1,080
					0	1,740	800	720	780	980	580
					0	320	40	40	620	720	340
					0	3,240	1,160	540	1,320	2,540	3,700
					0	1,960	620	1,100	580	2,100	3,040
					0	1,340	240	200	500	780	780
					0	880	120	280	240	860	240
					0	1,500	840	760	1,140	1,380	1,000
					0	2,040	960	1,360	1,060	2,160	1,440
					0	860	900	200	860	520	700
					0	3,680	3,100	2,060	4,020	4,600	4,740
					0	1,380	80	0	1,620	520	1,080
0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	140	800
0	0	60	0	0	0	0	0				
20	40	200	160	80	0	0	200				
0	0	460	20	20	60	60	40	0	40	20	0
0	0	500	80	40	140	0	0	20	80	0	20
0	40	80	20	0	0	80	300	0	0	0	0
0	420	320	140	40	1,140	2,820	320	20	200	60	0
440	500	580	80	240	600	300	100	0	460	240	80
0	240	220	140	0	0	0	40	0	20	40	0
0	80	60	80	40	40	0	40	0	0	80	40
0	0	80	60	0	0	0	20	0	40	40	0
0	60	40	40	0	0	40	100	0	40	40	0
0	520	220	560	0	0	20	1,360	0	80	120	340
80	0	200	0	0	0	20	0	0	0	140	20
160	280	300	0	20	580	0	80	0	100	260	140
80	100	500	0	60	300	0	220	20	140	300	200
0	0	80	60	20	60	0	120	0	100	120	0
80	360	580	180	60	260	40	0	60	60	340	40
20	40	180	60	0	0	0	440	0	0	20	0
0	40	160	60	0	0	0	0	0	0	60	0
0	0	260	0	0	0	160	360	240	0	40	180

組織名	無料通話 分の金額 (A)	平均通話 料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年			
						4月分	5月分	6月分	7月分
134 戸山第二保育園	1,000	44	△ 956	700	560	40	20	60	0
135 早稲田南町保育園	1,000	8	△ 992	120	100	0	0	0	0
136 早稲田南町保育園	1,000	54	△ 946	860	740	0	180	80	0
137 西落合保育園		10		160	160	0	0	0	0
138 西落合保育園		25		400	400	0	100	60	0
139 百人町保育園	1,000	51	△ 949	820	640	0	120	0	0
140 百人町保育園	1,000	94	△ 906	1,500	1,400	100	300	60	20
141 新宿第二保育園	1,000	109	△ 891	1,740	1,400	260	100	200	0
142 新宿第二保育園	1,000	163	△ 837	2,600	1,500	80	60	320	100
143 中落合第二保育園	1,000	65	△ 935	1,040	1,020	0	120	140	20
144 中落合第二保育園	1,000	74	△ 926	1,180	1,060	0	20	280	0
145 中落合第二保育園	1,000	29	△ 971	460	460	100	60	0	40
146 戸山第一保育園		30		480	480	0	0	0	0
147 戸山第一保育園		54		860	860	0	60	0	0
148 四谷保育園		18		280	280	80	40	40	20
149 四谷保育園		54		860	860	0	80	0	60
150 四谷保育園		14		220	220	40	80	20	0
151 四谷保育園		14		220	220	40	60	0	0
152 北新宿第二保育園		60		960	960	0	320	80	60
153 北新宿第二保育園		66		1,060	1,060	200	140	300	0
154 つるまき園	1,000	94	△ 906	1,500	980	560	40	20	120
155 柏木子ども園	1,000	206	△ 794	3,300	2,460	860	40	540	20
156 柏木子ども園	1,000	179	△ 821	2,860	2,180	180	60	200	20
157 柏木子ども園	1,000	46	△ 954	740	580	280	0	20	0
158 柏木子ども園	1,000	145	△ 855	2,320	2,120	380	220	40	100
159 おちごなかい子ども園	1,000	141	△ 859	2,260	820	0	0	0	0
160 おちごなかい子ども園	1,000	398	△ 602	6,360	0				
161 おちごなかい子ども園	1,000	411	△ 589	6,580	1,400	0	0	0	100
162 おちごなかい子ども園	1,000	328	△ 672	5,240					
163 大木戸子ども園	1,000	5	△ 995	80					
164 大木戸子ども園	1,000	13	△ 987	200					
165 大木戸子ども園	1,000	10	△ 990	160					
166 大木戸子ども園	1,000	3	△ 997	40					
167 しなのまち子ども園	1,000	0	△ 1,000	0					
168 しなのまち子ども園	1,000	8	△ 992	120					
169 戸山第一子ども園	1,000	10	△ 990	160					
170 戸山第一子ども園	1,000	6	△ 994	100					
171 西落合子ども園	1,000	1	△ 999	20					
172 西落合子ども園	1,000	6	△ 994	100					
173 北新宿子ども園	1,000	24	△ 976	380					
174 北新宿子ども園	1,000	15	△ 985	240					
175 四谷子ども園	1,000	36	△ 964	580	540	0	200	40	40
176 四谷子ども園	1,000	80	△ 920	1,280	1,280	0	380	0	0
177 あいじつ子ども園	1,000	123	△ 877	1,960	1,760	320	0	40	0
178 あいじつ子ども園	1,000	19	△ 981	300	260	0	0	0	0

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
0	0	260	0	0	80	80	20	0	20	80	40
20	0	20	0	0	60	0	0	0	0	20	0
0	80	260	0	40	20	0	80	0	40	80	0
0	140	0	0	0	0	0	20				
0	0	80	0	0	0	120	40				
0	20	160	140	160	40	0	0	0	40	0	140
0	320	260	100	0	80	60	100	20	20	0	60
100	60	240	200	80	0	120	40	20	160	120	40
60	120	460	80	80	0	80	60	40	0	100	960
0	0	520	100	0	0	60	60	0	0	0	20
140	60	160	180	0	0	80	140	0	40	80	0
0	20	80	40	0	0	0	120	0	0	0	0
0	0	140	80	0	220	0	40				
0	20	260	80	0	140	60	240				
0	40	20	0	0	0	0	40				
260	140	260	60	0	0	0	0				
0	40	0	0	0	40	0	0				
0	20	40	40	0	0	0	20				
20	0	180	40	240	20	0	0				
0	0	80	0	0	160	0	180				
40	80	0	60	0	0	0	60	220	0	100	200
0	0	400	60	400	100	40	0	140	100	40	560
40	80	180	80	140	240	180	780	100	380	160	40
0	0	220	0	0	0	0	60	60	40	20	40
140	0	220	60	40	140	560	220	20	140	40	0
0	20	0	40	0	40	60	660	420	480	320	220
						0	0	2,080	1,680	620	1,980
20	0	300	40	0	20	120	800	1,460	920	1,760	1,040
						0	860	3,980	400	0	0
								40	20	20	0
								0	100	60	40
								0	120	40	0
								0	40	0	0
								0	0	0	0
								0	120	0	0
								0	100	60	0
								0	20	0	80
								20	0	0	0
								100	0	0	0
								0	240	100	40
								160	60	20	0
0	0	0	260	0	0	0	0	0	20	20	0
0	0	0	180	0	0	0	720	0	0	0	0
0	0	540	500	0	260	100	0	0	100	20	80
0	0	40	120	100	0	0	0	0	0	0	40

組織名	無料通話 分の金額 (A)	平均通話 料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
179	西新宿子ども園	1,000	363	△ 637	5,800	4,160	220	940	500	560
180	西新宿子ども園	1,000	91	△ 909	1,460	1,320	420	0	160	180
181	子ども総合センター	1,000	440	△ 560	7,040	6,160	220	380	0	360
182	子ども総合センター	1,000	351	△ 649	5,620	4,820	220	0	20	80
183	子ども総合センター	1,000	88	△ 912	1,410	1,410	0	40	0	260
184	子ども総合センター	1,000	40	△ 960	640	580	0	0	0	200
185	榎町子ども家庭支援センター	1,000	398	△ 602	6,360	5,680	300	680	200	240
186	榎町子ども家庭支援センター	1,000	134	△ 866	2,140	780	0	60	120	0
187	信濃町子ども家庭支援センター	1,000	673	△ 327	10,760	9,460	200	960	400	760
188	信濃町子ども家庭支援センター	1,000	76	△ 924	1,213	1,213	13	20	160	0
189	中落合子ども家庭支援センター	1,000	1,059	59	16,940	13,340	1,600	1,040	1,080	1,000
190	中落合子ども家庭支援センター	1,000	13	△ 987	200	80	0	0	0	0
191	本塩町児童館	1,000	94	△ 906	1,500	1,460	0	0	100	380
192	北山伏児童館	1,000	26	△ 974	420	400	0	0	20	0
193	薬王寺児童館	1,000	16	△ 984	260	260	0	0	0	0
194	高田馬場第二児童館	1,000	219	△ 781	3,500	2,040	0	20	0	40
195	高田馬場第二児童館分室	1,000	116	△ 884	1,860	1,300	0	0	0	0
196	西落合児童館	1,000	59	△ 941	940	940	0	600	0	40
197	中井児童館	1,000	9	△ 991	140	140	0	0	0	40
198	北新宿第二児童館	1,000	34	△ 966	540	540	0	120	140	0
199	健康推進課	1,000	196	△ 804	3,140	2,320	100	40	160	300
200	健康推進課	1,000	138	△ 862	2,200	1,880	0	60	480	80
201	区民健康センター	1,000	13	△ 987	200	200	0	180	0	0
202	医療保険年金課	1,000	254	△ 746	4,068	3,108	168	0	20	0
203	医療保険年金課	1,000	203	△ 797	3,240	3,000	320	360	440	0
204	医療保険年金課	1,000	304	△ 696	4,860	3,660	220	160	60	40
205	高齢者医療担当課	2,000	1,547	△ 453	24,752	20,032	1,936	1,248	1,856	2,096
206	高齢者医療担当課	4,050	2,442	△ 1,608	39,074	30,982	2,282	1,750	1,596	2,884
207	保健予防課	1,000	303	△ 697	4,840	3,560	360	440	180	0
208	保健予防課	1,000	358	△ 642	5,720	4,000	260	400	260	0
209	保健予防課	1,000	181	△ 819	2,900	2,020	120	200	100	340
210	保健予防課	1,000	61	△ 939	980	920	220	320	60	0
211	牛込保健センター	1,000	500	△ 500	8,000	7,580	940	860	860	300
212	牛込保健センター	1,000	845	△ 155	13,520	11,020	500	100	980	700
213	牛込保健センター	1,000	718	△ 282	11,480	9,220	480	1,540	440	180
214	牛込保健センター	1,000	1,039	39	16,620	13,340	140	920	600	2,100
215	四谷保健センター	1,000	1,508	508	24,120	19,100	940	1,700	780	2,020
216	四谷保健センター	1,000	1,211	211	19,380	11,240	580	480	1,000	820
217	四谷保健センター	1,000	553	△ 447	8,840	7,800	700	700	480	360
218	西新宿保健センター	1,000	634	△ 366	10,140	7,880	1,280	280	1,560	460
219	西新宿保健センター	1,000	955	△ 45	15,280	11,520	460	1,460	700	1,220
220	西新宿保健センター	1,000	963	△ 37	15,400	10,120	520	740	340	760
221	西新宿保健センター	1,000	1,036	36	16,580	14,460	320	60	260	940
222	落合保健センター	1,000	688	△ 312	11,000	9,180	1,220	140	260	740
223	落合保健センター	1,000	1,059	59	16,940	14,240	180	1,120	620	620

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
600	120	220	0	260	520	20	200	80	320	340	900
180	80	220	0	0	0	20	60	0	0	80	60
180	240	40	0	40	20	1,140	3,540	20	160	260	440
800	680	2,180	60	700	0	40	40	180	60	440	120
0	140	220	30	0	360	80	280	0	0	0	0
0	0	380	0	0	0	0	0	0	60	0	0
1,220	280	480	460	520	80	1,140	80	0	160	260	260
40	0	160	120	200	0	80	0	0	40	740	580
600	1,840	2,720	460	680	100	360	380	900	120	160	120
0	20	20	0	0	180	780	20	0	0	0	0
500	1,620	1,800	40	580	120	1,200	2,760	2,540	960	40	60
0	0	0	0	0	0	0	80	20	0	0	100
320	0	120	500	0	0	40	0	0	0	0	40
20	120	0	0	20	0	160	60	20	0	0	0
0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0
460	440	520	0	240	40	140	140	240	240	500	480
80	80	340	100	80	120	440	60	0	500	60	0
40	40	20	0	0	0	0	200	0	0	0	0
0	20	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0
40	20	60	160	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	0	0	160	80	0	100	0	40	0	520	260
240	140	100	0	0	480	140	160	0	160	0	160
0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0
660	240	820	280	300	320	200	100	80	340	480	60
520	560	320	80	0	40	340	20	0	140	100	0
1,220	300	440	260	160	260	300	240	180	500	180	340
2,080	944	1,984	1,680	2,112	1,024	1,744	1,328	1,904	640	1,104	1,072
3,038	2,660	4,130	2,282	3,108	1,708	2,604	2,940	2,604	1,512	1,862	2,114
480	0	820	360	0	340	60	520	520	100	120	540
40	0	300	240	740	360	1,340	60	960	420	180	160
80	140	0	220	260	0	0	560	400	260	180	40
0	0	240	0	0	0	80	0	0	60	0	0
1,260	40	80	700	0	0	2,480	60	40	0	180	200
980	920	2,960	640	80	960	1,980	220	940	800	320	440
200	260	1,400	2,420	540	200	1,000	560	720	840	440	260
240	460	1,360	120	2,420	220	2,900	1,860	1,800	840	200	440
3,680	2,020	1,400	1,440	980	180	840	3,120	940	880	1,320	1,880
1,620	2,640	2,080	160	160	140	820	740	1,980	1,260	1,540	3,360
1,160	380	1,220	420	600	380	660	740	480	100	0	460
80	320	620	2,520	100	460	200	0	300	240	1,660	60
800	920	1,500	1,160	660	960	620	1,060	800	1,000	1,760	200
480	480	1,880	680	2,160	640	820	620	1,260	820	2,040	1,160
440	640	5,820	2,360	840	2,040	80	660	440	280	960	440
540	460	1,980	260	1,800	120	1,140	520	140	320	820	540
800	2,180	5,720	360	300	900	520	920	780	600	940	380

組織名	無料通話 分の金額 (A)	平均通話 料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年 度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
224	落合保健センター	1,000	1,509	509	24,140	21,100	700	1,000	900	2,380
225	土木管理課	なし	48		760	760	320	0	60	0
226	土木管理課	1,000	48	△ 952	760	620	120	0	0	0
227	土木管理課	1,000	141	△ 859	2,260	2,120	0	0	0	760
228	土木管理課	1,000	123	△ 877	1,960	1,900	920	40	0	0
229	道路課	1,000	258	△ 742	4,120	2,440	0	0	0	1,180
230	道路課	1,000	146	△ 854	2,340	720	0	0	500	120
231	道路課	1,000	178	△ 822	2,840	2,780	0	0	40	1,840
232	西部工事事務所	1,000	751	△ 249	12,020	11,980	80	380	940	720
233	東部工事事務所	1,000	876	△ 124	14,020	11,820	400	480	1,780	740
234	交通対策課	なし	396		6,340					
235	交通対策課	なし	158		2,520					
236	交通対策課	なし	349		5,580					
237	交通対策課	なし	243		3,880					
238	交通対策課	1,000	3,801	2,801	60,820	44,640	1,220	2,300	2,660	4,100
239	交通対策課	1,000	2,665	1,665	42,640	30,300	920	1,580	1,740	1,320
240	生活環境課	2,000	252	△ 1,748	4,030	3,422	138	700	822	504
241	生活環境課	2,000	254	△ 1,746	4,070	2,550	172	282	457	644
242	生活環境課	1,000	779	△ 221	12,460	7,720	580	480	1,260	1,220
243	生活環境課	1,000	834	△ 166	13,340	8,340	220	980	1,620	780
244	新宿清掃事務所	2,000	0	△ 2,000	0	0	0	0	0	0
245	新宿清掃事務所	1,000	2,785	1,785	44,554	28,700	3,260	4,120	1,800	3,360
246	新宿清掃事務所	2,000	2,209	209	35,343	22,932	1,800	2,286	2,340	2,826
247	新宿清掃事務所	2,000	337	△ 1,663	5,388	3,798	108	198	90	486
248	新宿清掃事務所	なし	0		0	0	0	0	0	0
249	新宿東清掃センター	1,000	1,561	561	24,970	17,124	1,234	1,790	1,656	1,948
250	新宿東清掃センター	1,000	1,321	321	21,136	14,014	1,554	876	2,062	1,258
251	新宿東清掃センター	1,000	72	△ 928	1,154	282	54	0	0	48
252	歌舞伎町清掃センター	1,000	1,096	96	17,540	13,480	1,380	900	580	2,680
253	歌舞伎町清掃センター	1,000	2,422	1,422	38,752	29,198	3,272	3,214	2,578	3,216
254	歌舞伎町清掃センター	1,000	1,369	369	21,908	18,800	2,892	2,956	1,900	1,536
255	住宅課	1,000	336	△ 664	5,380	3,000	260	180	140	0
256	住宅課	1,000	549	△ 451	8,780	7,660	180	320	0	60
257	議会事務局	1,000	393	△ 607	6,280	4,700	160	400	260	260
258	教育指導課	1,000	711	△ 289	11,380	940	20	20	0	40
259	教育指導課	1,000	1,104	104	17,660	11,840	420	400	200	1,000
260	教育指導課	1,000	2,638	1,638	42,200	27,300	1,880	1,120	2,440	2,640
261	教育指導課	1,000	959	△ 41	15,340	10,960	160	560	400	220
262	教育指導課	1,000	734	△ 266	11,740	8,900	820	1,380	1,280	560
263	教育指導課	1,000	505	△ 495	8,080	6,600	0	200	280	1,380
264	教育指導課	1,000	1,143	143	18,280	10,780	240	280	460	2,060
265	教育指導課	1,000	425	△ 575	6,800	4,760	320	440	180	640
266	教育指導課	1,000	631	△ 369	10,100	8,340	920	520	760	1,160
267	教育指導課	1,000	340	△ 660	5,440	2,520	940	440	0	0
268	教育指導課	1,000	106	△ 894	1,700	1,260	580	0	0	0

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
1,900	4,080	3,420	1,660	2,840	440	1,560	220	380	380	1,060	1,220
300	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0
160	0	140	60	0	0	0	140	0	0	60	80
260	0	0	0	920	0	0	180	0	0	0	140
0	40	0	280	560	0	0	60	60	0	0	0
840	220	0	0	0	200	0	0	0	0	40	1,640
0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	1,620
820	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	60
1,020	540	3,360	620	1,420	2,260	380	260	40	0	0	0
600	1,200	1,480	580	580	1,320	2,360	300	720	940	360	180
									0	4,740	1,600
									0	940	1,580
									0	1,800	3,780
									0	1,380	2,500
3,560	3,020	4,800	6,300	5,420	4,220	2,560	4,480	6,780	3,780	3,160	2,460
1,460	1,660	3,440	3,680	2,800	2,960	5,380	3,360	2,600	3,740	2,880	3,120
376	108	270	144	126	0	0	234	0	0	608	0
194	286	289	108	32	0	86	0	378	255	455	432
520	1,360	680	400	540	220	180	280	860	920	2,100	860
700	360	660	1,000	800	120	320	780	100	1,800	1,200	1,900
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,320	1,740	2,240	2,120	1,860	1,440	1,700	2,740	3,740	4,860	3,636	3,618
2,556	2,808	1,800	1,728	990	1,008	1,116	1,674	2,430	3,565	3,140	3,276
252	1,314	0	0	0	918	252	180	0	662	780	148
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,228	506	1,632	968	1,948	1,068	856	2,290	2,796	1,704	1,682	1,664
640	1,186	1,148	734	1,048	770	942	1,796	2,598	1,054	1,058	2,412
0	40	0	0	0	40	100	0	72	200	28	572
700	1,000	620	640	940	2,140	620	1,280	1,700	820	380	1,160
2,658	2,042	2,292	2,464	2,184	2,358	1,938	982	2,722	1,542	2,250	3,040
910	1,208	1,724	882	1,074	1,632	946	1,140	1,274	1,610	224	0
920	60	120	160	300	400	240	220	880	260	380	860
2,240	120	420	620	1,260	380	700	1,360	140	40	220	720
380	300	460	580	280	520	440	660	420	480	360	320
0	0	0	0	320	100	400	40	840	5,860	980	2,760
1,400	260	1,660	1,720	780	1,100	1,940	960	780	2,880	1,380	780
2,120	1,160	2,240	2,780	3,540	2,500	2,720	2,160	2,680	2,800	2,820	6,600
2,380	520	900	2,120	1,000	840	860	1,000	560	2,040	1,500	280
320	340	280	180	580	880	940	1,340	160	1,700	300	680
280	400	1,260	920	380	640	780	80	420	280	380	400
1,480	740	2,140	1,320	60	840	560	600	1,080	2,980	1,780	1,660
320	20	580	660	320	180	380	720	40	420	1,160	420
320	860	480	1,380	520	420	860	140	220	140	1,000	400
0	0	280	80	160	620	0	0	1,920	120	880	0
0	0	0	0	0	0	680	0	400	40	0	0

組織名	無料通話分の金額 (A)	平均通話料金 (B)	差引額 (B-A)	合計金額	平成24年度計	平成24年				
						4月分	5月分	6月分	7月分	
269	教育支援課	1,000	338	△ 662	5,400	3,160	0	1,240	0	120
270	教育センター	2,000	906	△ 1,094	14,490	14,346	0	234	3,150	144
271	教育センター	2,000	443	△ 1,557	7,092	4,500	0	72	1,242	126
272	教育支援課	なし	183		2,920	1,400	80	20	20	0
273	教育支援課	なし	139		2,220	2,220	500	80	360	20
274	教育支援課	なし	489		7,820	3,020	1,160	760	800	0
275	教育支援課	なし	1,845		29,520	22,120	5,700	3,560	1,700	1,540
276	教育支援課	なし	778		12,440	8,380	100	600	60	640
277	教育支援課	なし	1,041		16,660	12,160	5,320	1,720	620	1,120
278	教育支援課	なし	565		9,040	6,020	820	440	460	920
279	教育支援課	なし	5,426		86,820	86,340	14,820	11,440	4,940	5,620
280	教育支援課	なし	1,393		22,280	16,020	140	1,000	1,160	3,580
281	教育支援課	なし	2,159		34,540	25,820	2,900	3,660	1,080	3,280
282	教育支援課	なし	305		4,880	3,380	760	580	320	260
283	教育支援課	なし	716		11,460	9,920	640	920	880	620
284	教育支援課	なし	70		1,120	1,080	200	280	0	0
285	教育支援課	なし	1,038		16,600	16,600	60	3,120	1,320	3,080
286	教育支援課	なし	1,516		24,260	15,500	660	3,580	1,340	1,580
287	中央図書館	4,000	323	△ 3,677	5,166	2,562	2,156	0	56	0
					通話総計	24年度小計	月計	月計	月計	月計
					2,080,360	1,539,585	130,886	132,243	123,899	139,543

注1) 組織区分は、契約している組織名を表記しているが、係長級施設等(子ども園においては課長級施設を含む。)が保有している場合には、その組織名を表記している。

注2) 通話料金は通話利用に要した経費としているため、その金額は実際の支払経費とは異なる。

注3) No.272からNo.286までの携帯電話については、他社の携帯電話及び固定電話に掛けた通話に要した料金を表記している。

平成24年					平成25年						
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
160	0	520	80	500	0	540	0	380	1,200	0	660
216	2,250	1,386	1,278	594	1,224	3,762	108	0	18	36	90
0	648	828	396	234	54	756	144	1,260	144	414	774
40	280	120	340	220	60	80	140	660	500	360	0
0	60	220	0	980	0	0	0	0	0	0	0
0	160	100	0	0	0	0	40	760	1,140	1,660	1,240
2,820	660	1,200	740	700	820	960	1,720	2,540	2,520	1,020	1,320
640	300	1,440	340	2,340	640	840	440	1,680	1,220	340	820
380	600	800	40	180	440	420	520	2,360	80	260	1,800
40	20	60	680	40	640	640	1,260	1,860	700	460	0
4,280	5,900	3,540	3,160	6,360	9,360	5,400	11,520	0	420	0	60
780	1,900	1,020	780	1,280	1,100	1,380	1,900	2,160	1,200	680	2,220
1,020	2,820	2,800	680	640	1,420	2,260	3,260	3,720	2,320	1,040	1,640
220	240	120	120	140	60	360	200	820	300	280	100
600	2,580	760	960	420	720	520	300	540	400	220	380
40	180	0	60	0	100	40	180	0	0	0	40
860	500	1,600	1,240	2,300	1,100	580	840	0	0	0	0
320	940	440	380	800	920	1,940	2,600	3,540	2,340	1,580	1,300
0	196	0	56	0	56	14	28	0	0	700	1,904
月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計	月計
126,497	113,773	158,259	119,433	119,079	109,275	136,541	131,017	133,008	126,492	130,500	149,915

印刷物作成番号
2013-8-5101

平成25年度
行政監査結果報告書 携帯電話の利用、契約、管理について
平成26年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話(03)5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により400部印刷製本しています。その経費として、1部あたり266円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。